

# 地震防災 活動マニュアル

平成28年 5月 Ver. 001

横須賀市立浦賀中学校

# 目次

1	マニュアルの目的	1
2	学校の概要とおかれた地勢等	2
3	避難経路図・避難場所図	3
4	日ごろから大規模地震に備えて	
	(1) 防災訓練計画	6
	(2) 防災教育	6
	(3) 地域の防災訓練への参加	7
	(4) 保護者・児童生徒への周知	7
	(5) 日ごろからの備え	7
5	配備編成計画	
	(1) 学校災害対策本部の構成及び連絡先	8
	(2) 地震災害に係る配備計画	8
	(3) 教職員緊急参集表	9
	(4) 教職員参集までの流れ	11
	(5) 初動体制表	12
6	防災組織図及び学校災害対策本部組織図	
	(1) 防災管理機構及び組織編制	14
	(2) 学校災害対策本部組織図	15
7	避難所運営計画	17
8	被害状況の報告先	20
	報告書様式1～3	
9	ハザードマップ・防災マップ	25

— 【資料編】 —

10	大規模な地震（津波）発生時の対応	
(1)	大規模な地震が発生した場合の教職員の対応	26
(2)	大規模な地震が発生した後の教職員の対応	27
ア	教職員の管理下で地震に遭遇した場合の対応	29
イ	社会見学、遠足及び修学旅行等で遭遇した場合の対応	32
ウ	登校、下校途上で遭遇した場合の対応	33
エ	夜間・休日の場合の対応	34
(3)	障害のある児童生徒への配慮	35
11	「東海地震に関連する情報」や警戒宣言への対応	
(1)	「東海地震」について	36
(2)	「東海地震に関連する情報」について	37
(3)	「東海地震に関連する情報」や警戒宣言が発表された場合の教職員の対応	38
ア	教職員の管理下で「東海地震に関連する情報」や警戒宣言が発表された場合の対応	38
イ	社会見学、遠足等で「東海地震に関連する情報」や警戒宣言が発表された場合の対応	40
ウ	登校、下校時に「東海地震に関連する情報」や警戒宣言が発表された場合の対応	41
エ	夜間・休日に「東海地震に関連する情報」や警戒宣言が発表された場合の対応	42
12	消火設備・避難器具・保健器具配置図	44
13	防災資機材一覧表・防災資機材格納場所図	
(1)	防災資機材一覧表	45
(2)	防災備蓄倉庫内備蓄状況	46
(3)	防災資機材格納場所図	47
14	安全点検表	48
15	非常持ち出しリスト	49
16	緊急連絡先電話番号簿	50
17	学校の復興に向けて	51
18	備考	
(1)	災害時の連絡方法	53
(2)	携帯電話災害伝言板サービス	55

# 1 マニュアルの目的

このマニュアル(作成例)は、市内で震度5弱以上の地震が起こった際、または東海地震に関連する情報が発表された際の職員の行動について、初動体制（地震発生から2～3時間が大切といわれている）を定めること、及び、町内会や保護者の協力を得ながら、各関係者間の連絡方法や物資の調達方法など必要な事項について平時から検討を行い、計画的な訓練を行うことで学校関係者や近隣住民の被害を最小限にすることを目的とする。

学校は、作成指針やマニュアル(作成例)を参考に、地域性(地域資源、地理的条件等)や特性に応じた独自のマニュアルを作成する。

大規模地震が起こった時には予測していない事態が発生する可能性もあり、マニュアルを踏まえたうえでの柔軟な対応が、被害を最小限に防ぐことにもつながる。

## ※※ 実効性の確保にあたって ※※

- ・ マニュアルには当該学校の避難経路や避難場所を具体的に記載します。
- ・ マニュアルに基づいた訓練を繰り返し行い、課題を見だし、修正します。
- ・ 災害発生時に適切な行動をとることができるよう“いつ、誰が、何を、どのように”行なうかを明らかにするとともに、教職員間で情報を共有しておきます。

## 2 学校の概要とおかれた地勢等

### 1 児童・生徒数（平成 28 年 5 月 1 日現在）

学年	普通学級				特別支援学級				
	男	女	計	学級数	知的	情緒	肢体	計	学級数
1	147	153	300	8	5	3	2	10	知的 2
2	176	127	303	8	5	3	0	8	情緒 1
3	138	138	276	7	3	1	0	4	肢体 1
合計	461	418	879	23	13	7	2	22	4

### 2 職員数（平成 28 年 5 月 1 日現在）※休職者 1、臨時的任用、非常勤を含めての数

役職	男	女	計	役職	男	女	計
校長	1		1	事務職員	0	2	2
教頭	1		1	用務員	2	0	2
総括教諭	4	1	5	SC、支援員、拠点校、ALT など	9	4	13
教諭	19	25	44				
養護教諭		2	2	合計	36	34	70

### 3 敷地・施設の面積

校舎敷地	4,529.57 m <sup>2</sup>
運動場	10,006.10 m <sup>2</sup>
その他	25,910.36 m <sup>2</sup>
<b>地面全敷積</b>	<b>40,446.03 m<sup>2</sup></b>
一般校舎	14,047.42 m <sup>2</sup>
体育館	782.63 m <sup>2</sup>
<b>全建物面積</b>	<b>14,830.05 m<sup>2</sup></b>

### 4 施設（部屋数）

名称	数	名称	数
普通教室	27	視聴覚室	0
理科室	3	図書室	1
音楽室	2	学習室	0
美術室	2	特別室	5
技術科室	2	PC 室	1
家庭科室	3	更衣室	3

### 5 地勢・その他

- ・海までの水平距離：約 600 m
- ・敷地内の海拔：36 m（体育館付近）から 39 m（正門付近）  
 ※ 強い地震が発生しても、津波による被害は回避できるものと考えられる。  
 校庭は地域の広域避難場所となっている。
- ・通学路に土砂崩れの危険が考えられる箇所がある。
- ・正門付近の校庭に非常用貯水装置（100 トンタンク）が埋設されている。
- ・屋外プールの倉庫に「E 型災害用濾水機」が保管されている。
- ・校庭脇に設置された防災倉庫内に小型発電機が保管されている。
- ・一部の学区外を除き、大半の生徒は徒歩で通学している。

## 3 避難経路図・避難場所図

地震災害発生時の指示伝達系統と初動体制

学校の立地環境



本校は、海近くの海拔36～39mに立地しているため、地震の際には津波による被害や地盤の液状化については免れるが、浦賀駅側から本校に至る通学路、体育館山側での崖崩れ被害が想定される。

幸い、正門から県道に至る道路、荒巻地区・コモンシティ浦賀側に抜ける道が確保できるため、被災時に孤立する可能性は少なく、浦賀小学校を始め地域住民の広域避難場所となっている。

※ 海岸までの水平距離は 約600m

子どもの安全確保のため、校長が速やかに避難場所・避難経路・避難方法を決定し、指示を出す。

### 避難場所 校庭 (所要時間 7分)

※ 本校の場合、周囲の山から離れた校庭の中央付近への一時避難がもっとも安全と考えられる。したがって、倒壊の危険性が危惧される校舎屋上等、その他の避難場所については設定しないものとする。

### 児童生徒の下校指導のあり方

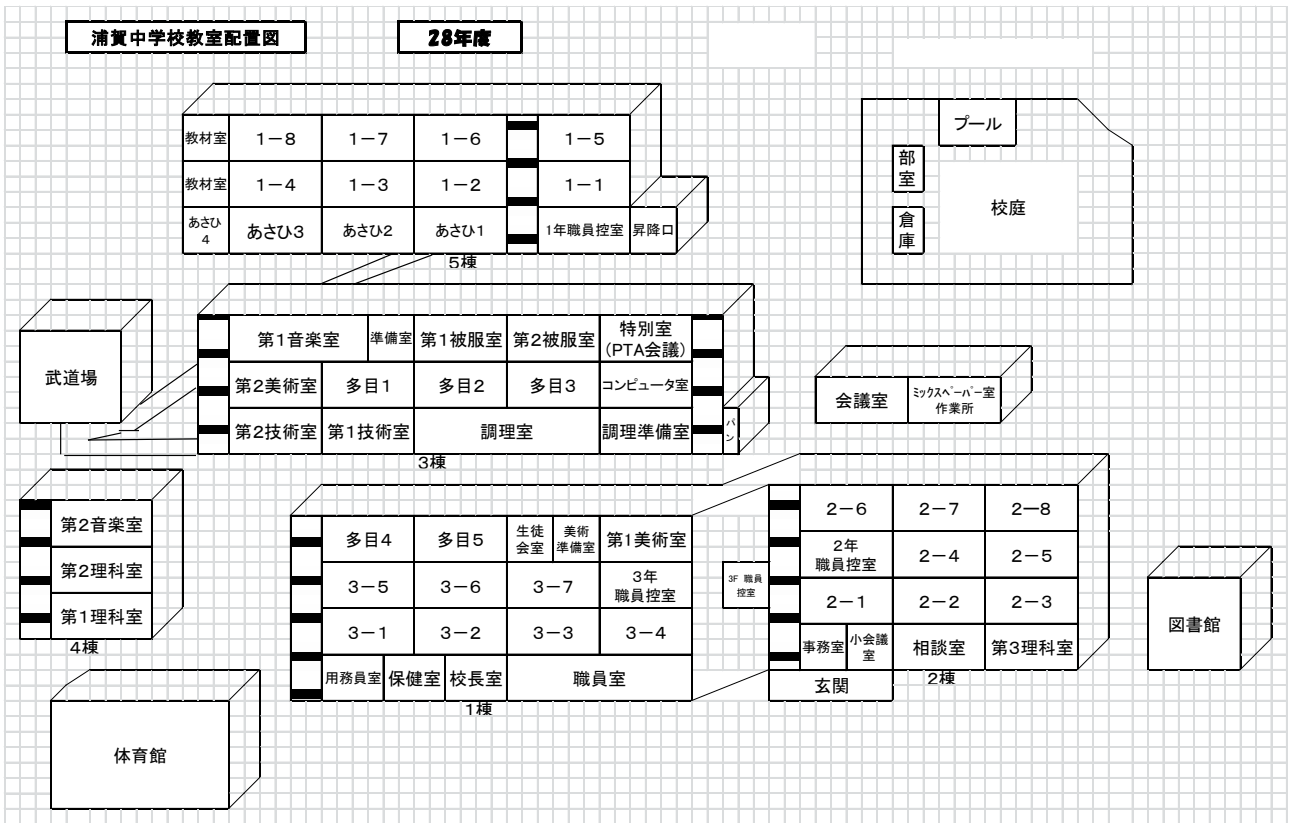
課業中に、震度5強以上の地震が発生した場合の下校は、被害状況に関係なく、原則、保護者による「引き取り下校」を実施するものとする。

また、震度に関係なく、児童生徒の下校時間に、次の①～④のいずれかの状況が生じている場合には、保護者による「引き取り下校」を実施するものとする。

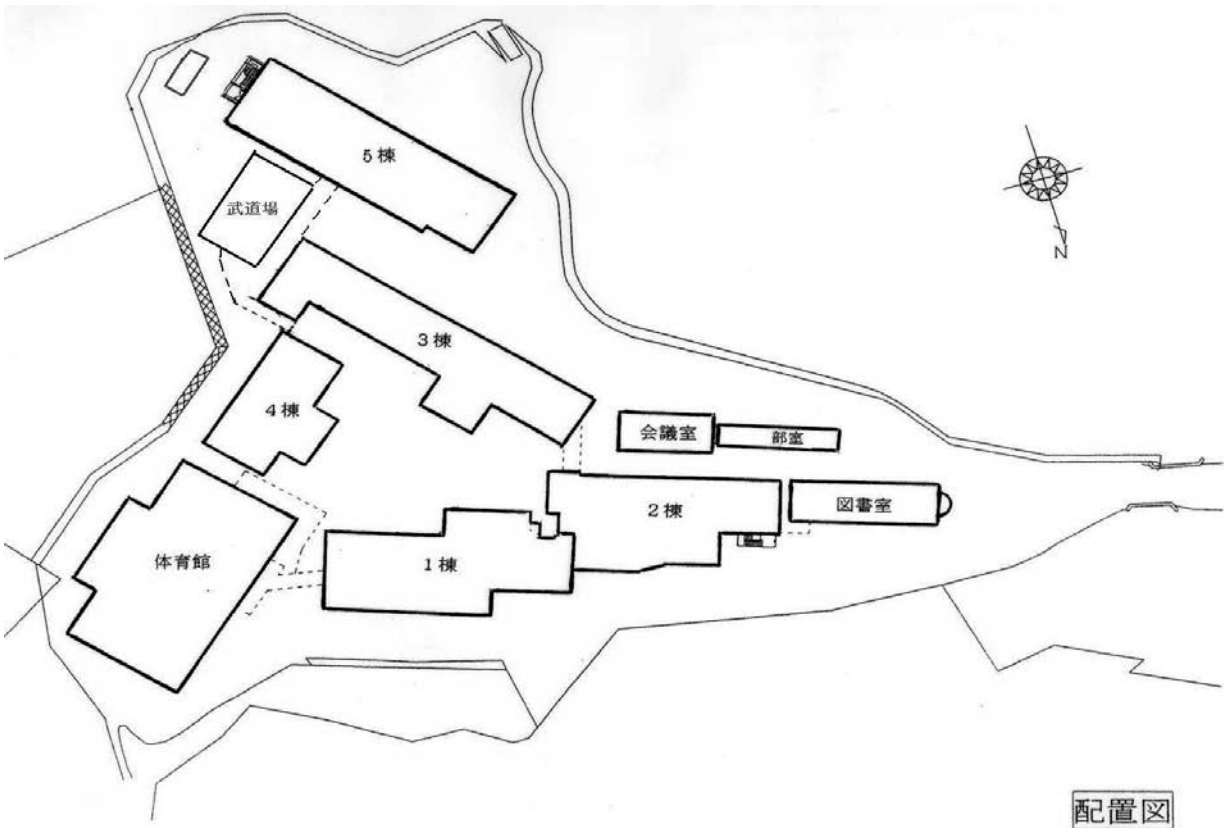
- ①学区において停電が継続している場合
- ②公共交通機関が不通となっている場合
- ③津波警報が発令されている場合
- ④学区に建物の倒壊、道路の寸断のある場合

なお、地域の被災状況が大きく、保護者による引き取りが困難な状況においては、学校は、児童生徒の安全確保に努めること。

★保護者への引き渡し確認票は、職員室前の小部屋にある耐火金庫2に保管する。



### 校舎配置図



## I. 校舎安全確認の目安

### 1. 本市の耐震補強方針

本市学校施設は、すべて新耐震基準で建てられているか、耐震補強が済んでいます。その際、新耐震基準で設計した建物については、仮定する地震力の割り増し（25%）を行っており、耐震補強における I s 値（耐震性能判定指標）は、0.6以上の基準値に対して0.7以上で設計していること、及び、設計方針として強度志向型の補強を目指したことで震度6強以上の地震に対しても十分な余力を持った耐震性を有しています。

### 2. 安全確認判断目安

東日本大震災において本市では震度4との発表でしたが、十数校で被害を受けました。最終的にモルタルの落下等で耐震性に影響のないものですが、今後の震災時にも、本震により被害を受けた建物が、余震により倒壊の危険性があるか判断する必要があります。しかし、津波や、気候条件により、校舎屋上に避難する必要や校舎に待機するために、その安全性を早急に判断する必要がありますが、的確に判断できる判定士がいることはなく、学校職員で点検することになります。

#### 耐震性に影響のない状況

- 1) モルタルの落下は、その下部のコンクリート部分のひび割れが大きくなければ影響ない。
- 2) 廊下の窓の四隅の斜めのひび割れは、連続して柱までつながっていなければ問題ない。
- 3) 棟と棟の接続部のエキスパンション金物部の袖壁等は被害が出やすいが、壊れても柱、梁までひび割れが連続していなければ本体の耐力に影響ない
- 4) 柱のひび割れは、×印に入り、周囲のコンクリートが落ち始めたら危険。ひびだけなら問題なし。
- 5) 柱の傾きやサッシの上下の隙間により建物が平常時より 1/150以上傾いていたら危険。
- 6) 壁のコンクリートに斜めにひび割れが入っていて、周囲のコンクリートが落ち始めたら危険
- 7) コンクリートブロックや軽量鉄骨下地の壁ボードは、ひびが入ってもそれ自体は落下の危険性があるが、建物の耐力に影響ない。
- 8) 床のせり上がりなどは、力強く踏んでぼこぼこせず、コンクリートが落ちなければ問題ない。



## 4 日ごろから大規模地震に備えて

### (1) 防災訓練計画

第1回	平成28年5月10日(火)	地震 のち 津波訓練 (基本行動および避難経路確認) 日頃から災害に対する理解を深め、それに伴う備えを行い、災害発生時に、安全かつ適切な避難ができるようにする
第2回	平成28年8月25日(木)	地震 のち 火災訓練 (基本行動および避難経路確認) 日頃から災害に対する理解を深め、それに伴う備えを行い、災害発生時に、安全かつ適切な避難ができるようにする
未定	未告知	緊急対応ができるか、告知せず突発的に避難訓練を行い 日常の意識向上を促す

### (2) 防災教育

第1回	平成28年4月21日(木)	地域集会 (体育館) ステップ1《地域の人と交流する》 ・地域の人たちと顔見知りになり、防災時の地域への支援方法を理解する。 ・地区別の仲間を知り、災害時にお互いが円滑に協力できるようにする
第2回	平成28年8月25日(木)	ステップ2《実際に動き、新たな課題を見つける》 地震と火災を想定した避難訓練を通して、災害時の対応の仕方を学習する
第3回	平成29年2月14日(火)	ステップ3《防災が街ぐるみで進められていることを知り、つながりを確かなものにしていく》地域社会とのコミュニケーションについて、町内会館や自治会館の場所の確認・地域での所属感を高める・地域を守る(役立つ)一員としての意識を高める。災害時に、中学生としてどんなことができるか。地域の現状はどのようになっているか、中学生に求められていることは何かを地域の人たちにご指導を仰ぎ実践に生かす

### (3) 地域の防災訓練への参加

平成 28 年 4 月 21 日(木)

内容 地域集会 (体育館)

- ・地域の人たちと顔見知りになり、防災時の地域への支援方法を理解する。
- ・自分の地区別の仲間を知り、災害時にお互いが円滑に協力できるようにする。

平成 29 年 2 月 14 日(火)

内容 生徒自身が所属する町内会・自治会のご協力を得て、地域の方に学習プログラム<sup>o</sup>の作成をお願いし、防災について直接ご指導いただく。地域の歴史を学びながら、町内会・自治会の役割や仕事を理解させ、日頃から行われている防災活動や、災害時の対処方法を知り、生徒の防災知識・地域への所属感の向上につなげる。各地域では特色を出していただき、バケツリの実践やハートマップ<sup>o</sup>の作成などもご指導いただいている。

### (4) 保護者・児童生徒への周知

内容	周知方法	周知機会
防災訓練について	年間行事予定表、月の行事予定表、学校HP	各家庭への予定表配布、インターネットによるHP閲覧
地震発生時の生徒の行動について	通知、学校HP	各家庭への通知配布、インターネットによるHP閲覧 (年度当初の各学年の保護者会・懇談会)
帰宅方法	通知、学校HP	各家庭への通知配布、インターネットによるHP閲覧 (年度当初の各学年の保護者会・懇談会)
保護者への連絡方法	通知、学校HP	各家庭への通知配布、インターネットによるHP閲覧 (年度当初の各学年の保護者会・懇談会)

### (5) 日ごろからの備え

防災マップの作成、当マニュアルの周知・浸透。

## 5 配備編成計画

(1) 浦賀中学校 災害対策本部（以下 学校災害対策本部）の構成及び連絡先

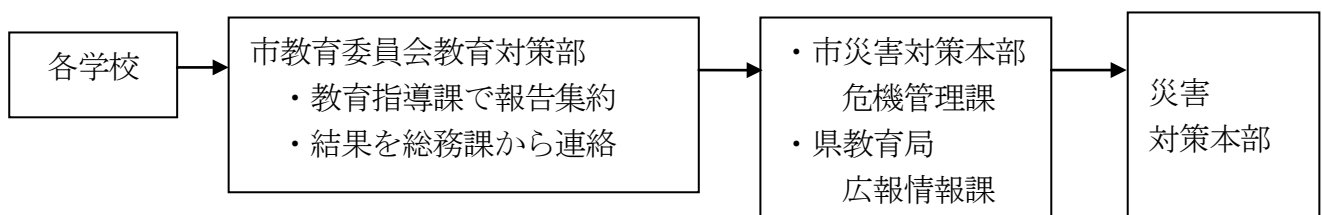
※個人情報のためHPには掲載致しません

災害時の指揮命令権限は、上記の順とする。

(2) 地震災害に係る配備計画

市災害対策本部	配備基準	本校の体制
1号配備	市内最大震度5弱 津波警報	1号配備 (災害対策本部職員 自動参集)
2号配備	市内最大震度5強 大津波警報	2号配備 (全職員参集)
3号配備	市内最大震度6弱以上 大津波警報	

学校からの報告系統図



### (3) 教職員緊急参集表

※個人情報のためHPには掲載致しません

※ 職員の配備体制にあたっては、役職等にかかわらず、徒歩圏内の職員を重点的に指定するなど、実効性のある体制の構築に努める。

※ 学校の参集体制は、震度 5 強以上ですが、震度 5 弱でも津波の発生や帰宅難民等で学校に避難者が来る場合が想定されるので、1 号配備職員は参集する。

(教育委員会では、1 号配備の際に総務課長以下 8 名が参集することになっている。)

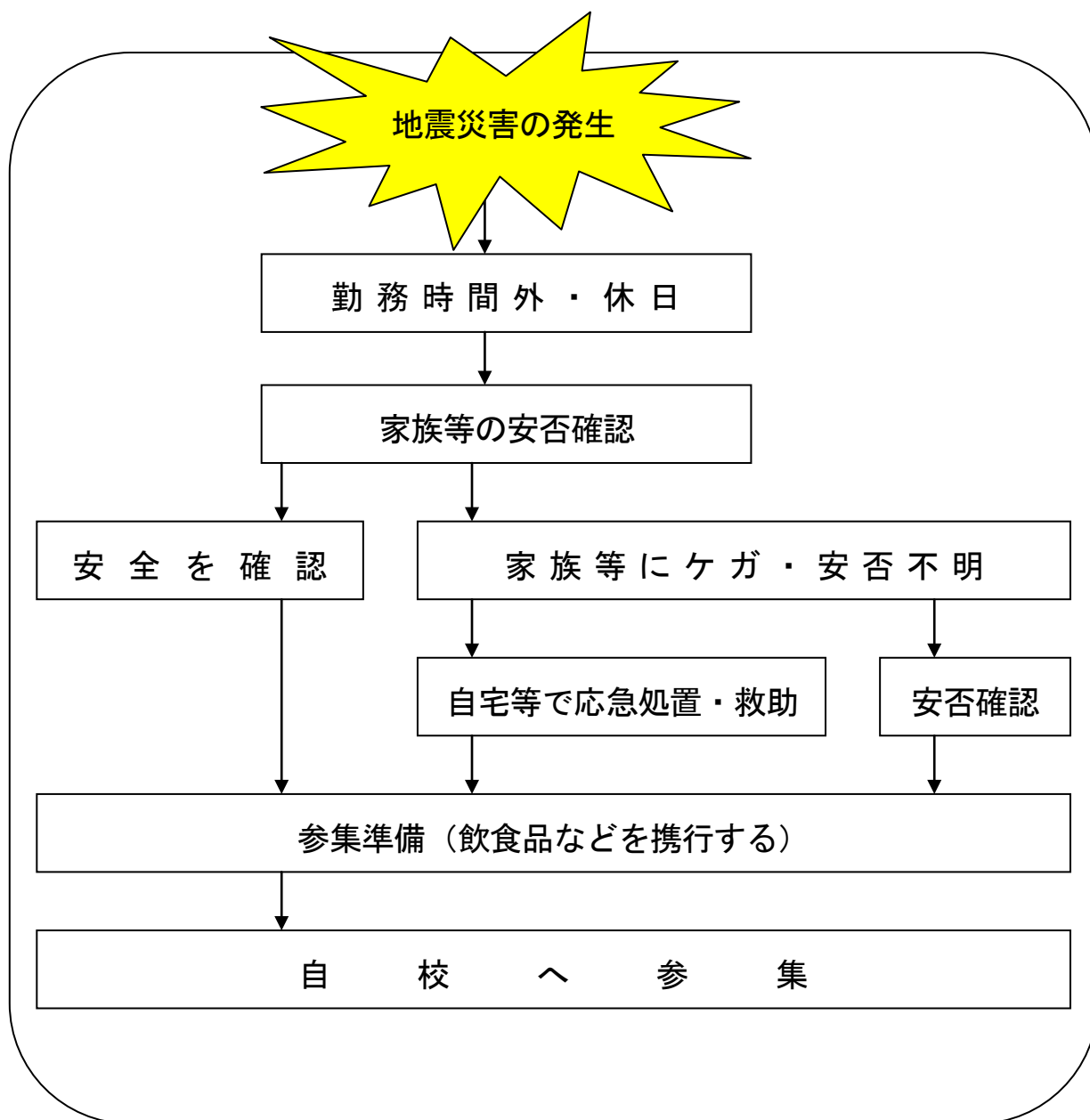
★学校職員は、勤務する学校へ参集する。

※休日夜間の参集方法を示します。

道路状況や、停電などで交通網が機能していない場合が考えられます。その際、緊急車両の活動の阻害要因にならないために自家用車での参集は極力控えてください。

参集できない場合の連絡のために携帯電話番号やメールアドレスなどの記載された職員連絡網リストを別に作成しておいてください。

(4) 教職員参集までの流れ【勤務時間外】



- 留意点 (1) 参集する時は、機能的な服装を着用し、身分証明書、飲料水、非常食、着替え、常備薬を携行する。
- (2) 2号配備職員が参集できない場合は、参集できない理由を所属へ連絡する。参集できる状況になったら、速やかに参集する。

(5) 初動体制表

横須賀市立 浦賀中学校における 初動対応シート

場面	大地震発生・大津波警報発表		
	課 業 中		
対象	校長・教頭 (管理職)	教職員	生 徒
地震発生			
安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○緊急放送で安全確保の指示</li> <li>○テレビ・ラジオ等で地震・津波警報等の確認と最新情報を入手</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○的確な指示</li> <li>・「頭部を守れ」「机の下にもぐれ」「机の脚を持て」</li> <li>・安心するような声かけ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○机の下にもぐり、落下物から身を守る</li> <li>○揺れがおさまるのを待つ</li> </ul>
一次避難	地震がおさまったら校庭へ		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○職員室で指揮</li> <li>○避難経路の安全を確認</li> <li>・緊急放送で全校避難を指示</li> <li>・必要な物品の持ち出し</li> <li>・災害対策本部を設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難誘導</li> <li>・出席簿(担任)</li> <li>出席確認表・ラジオ・トランシーバー (主任)</li> <li>・配慮を要する生徒や保健室への対応</li> <li>・残留生徒がないか確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○落ち着いて移動</li> <li>・防災頭巾や鞆等で頭部を保護しながら避難</li> <li>・火災なら口をふさぐ</li> <li>○「お」「か」「し」「も」</li> </ul>
安全確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人数と安否確認</li> <li>担任→学年主任→教頭・校長</li> <li>・現在の被害状況の把握</li> <li>・二次避難の準備と計画</li> <li>・負傷者の確認と手当て</li> <li>・生徒の不安緩和</li> <li>・医療機関との連携</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; transform: rotate(-90deg); transform-origin: center;">危険な場合は二次避難場所へ</div> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>各班活動開始</u></li> <li>○避難誘導班 → 点呼、探索活動、負傷者把握、避難ルート確認</li> <li>○救護班 → 負傷者の救護</li> <li>○消火班 → 消火活動、施設被害の把握、立ち入り禁止措置</li> <li>○搬出班 → 搬出、管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○整列点呼</li> <li>・私語をつつしむ</li> <li>・勝手な行動をとらない</li> <li>・情報があれば伝える</li> </ul>
二次災害等	火災発生、校舎倒壊など必要な場合： <u>二次避難場所へ</u>		
二次避難	二次避難 → 安全確認 上記と同様の流れで		
情報収集、被害状況把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>○情報収集、確認、安否発信</li> <li>・通信手段の確認</li> <li>・市教育委員会や市災害対策本部へ連絡</li> <li>・HP、メール等を利用した情報発信</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>各班活動継続 (上記)</u></li> <li>○避難所支援班</li> <li>→施設開放区域の明示、避難住民の名簿作成、負傷者手当、水や食料の管理や配布など (市災害対策本部へ移行するまで)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○指示に従い待機、避難活動に協力</li> </ul>
保護者への連絡、引き渡し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校周辺の被害状況把握</li> <li>・公共交通機関等の運行状況</li> <li>○保護者へ連絡 → <u>引き取り下校</u></li> <li>→留め置き</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>→<u>引き取り下校</u></li> <li>・保護者への連絡方法を確認</li> <li>・引き渡し確認票に記録</li> <li>→<u>留め置き</u></li> <li>・待機場所の確保</li> <li>・食料の確保</li> <li>・保護者への連絡継続</li> <li>○防災拠点運営の協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○引き取り下校</li> </ul>
防災拠点機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市災害対策本部や市教育委員会との連携</li> <li>○防災拠点運営の協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○防災拠点運営の協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○留め置きなら引き続き待機、避難活動に協力</li> </ul>

授業中	登下校中・放課後	校外学習	休日・夜間	外部連絡先
安全確保 揺れがおさまる	安全確保	安全確保	学校に参集	市教育委員会 822-8468
避難決定と指示	<b>学校災害対策本部の設置</b>			危機管理課 822-8226
第一次避難(校庭等へ) (担任による安否確認・担任から本部へ報告・児童生徒は待機)	安全確認 (児童生徒の保護と安否確認)	最寄りの安全な場所へ避難 (津波の恐れがある場合には高台へ避難)	被害状況の把握 災害情報の収集	消防局本部浦賀派出所 844-0119
<b>学校災害対策本部の設置</b>	被害状況の確認 (通学路巡視・校内巡視・自宅確認)	児童生徒の安全確認 (負傷者がいる場合には応急手当) ※情報収集と被害状況の把握		浦賀警察署 844-0110
安全確認 被害状況の把握	保護者へ連絡	学校へ連絡 ※地元公共機関への救援要請	児童生徒・教職員の安否確認	東京電力 神奈川カスタマーセンター 408-5996
第二次・三次避難 指定した避難場所へ (預かり・留め置き)	保護者へ引き渡し (保護者と連絡がつかない場合は 学校で預かり)	対応の決定 (学校や教育委員会と連絡をとり、指示を受けて対応) (学校から保護者へ連絡)	被害状況の市教委への報告	
安全確認 保護者へ連絡			保護者への連絡	
保護者へ引き渡し (保護者と連絡がつかない場合は 学校で預かり)				
<b>地域避難所の開設運営支援</b>				

### ★安否確認の在り方

○児童生徒の在校時以外（休日、夜間等）

#### 【方法】

(1) 災害時優先電話（各学校1台：発信専用）

(2) 災害用伝言ダイヤル

①被災者自身が自宅電話番号に状況を録音

②学校関係者は児童生徒の自宅電話番号にダイヤルし、状況を把握する。

(3) 携帯電話災害用伝言版サービス

○在校時

教職員が把握。

欠席者等に対しては上記の対応。

○通信手段がすべて不通の場合

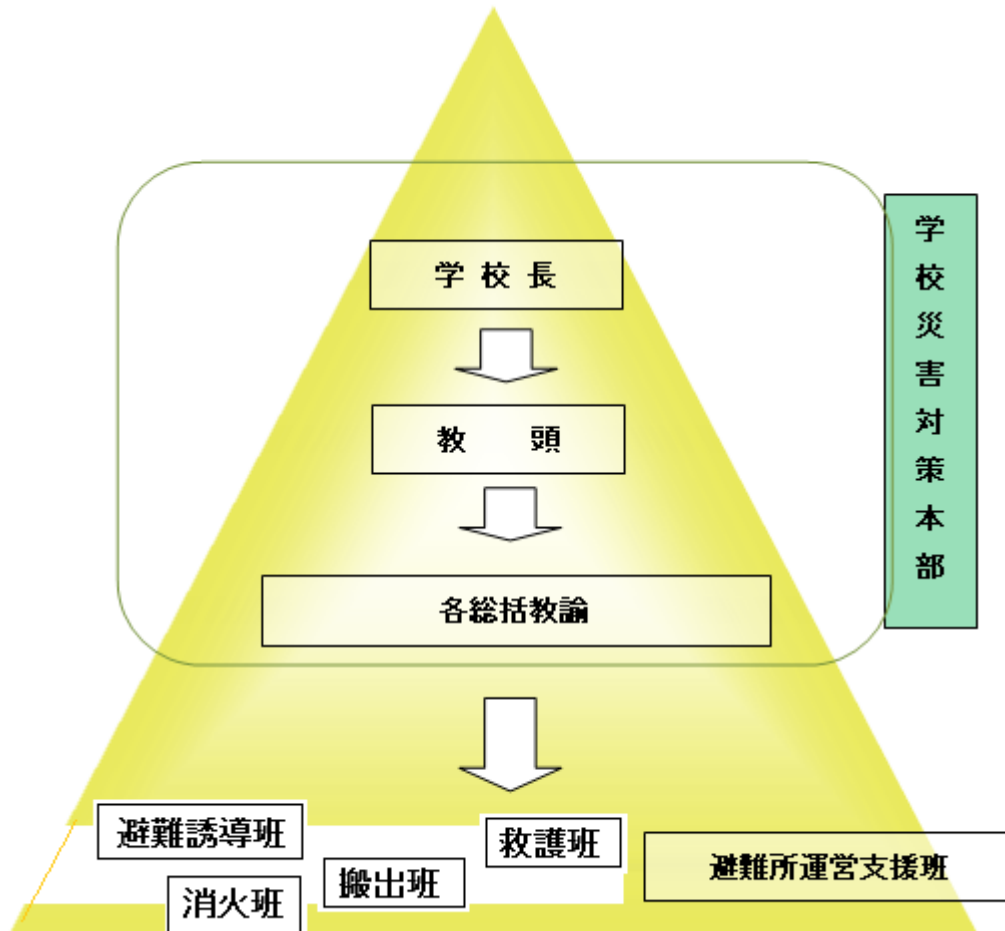
地震発生時間により児童生徒の安全確保が最優先される。

児童生徒の保護をし、被災の状況を把握した後に自宅へ行き確認する。



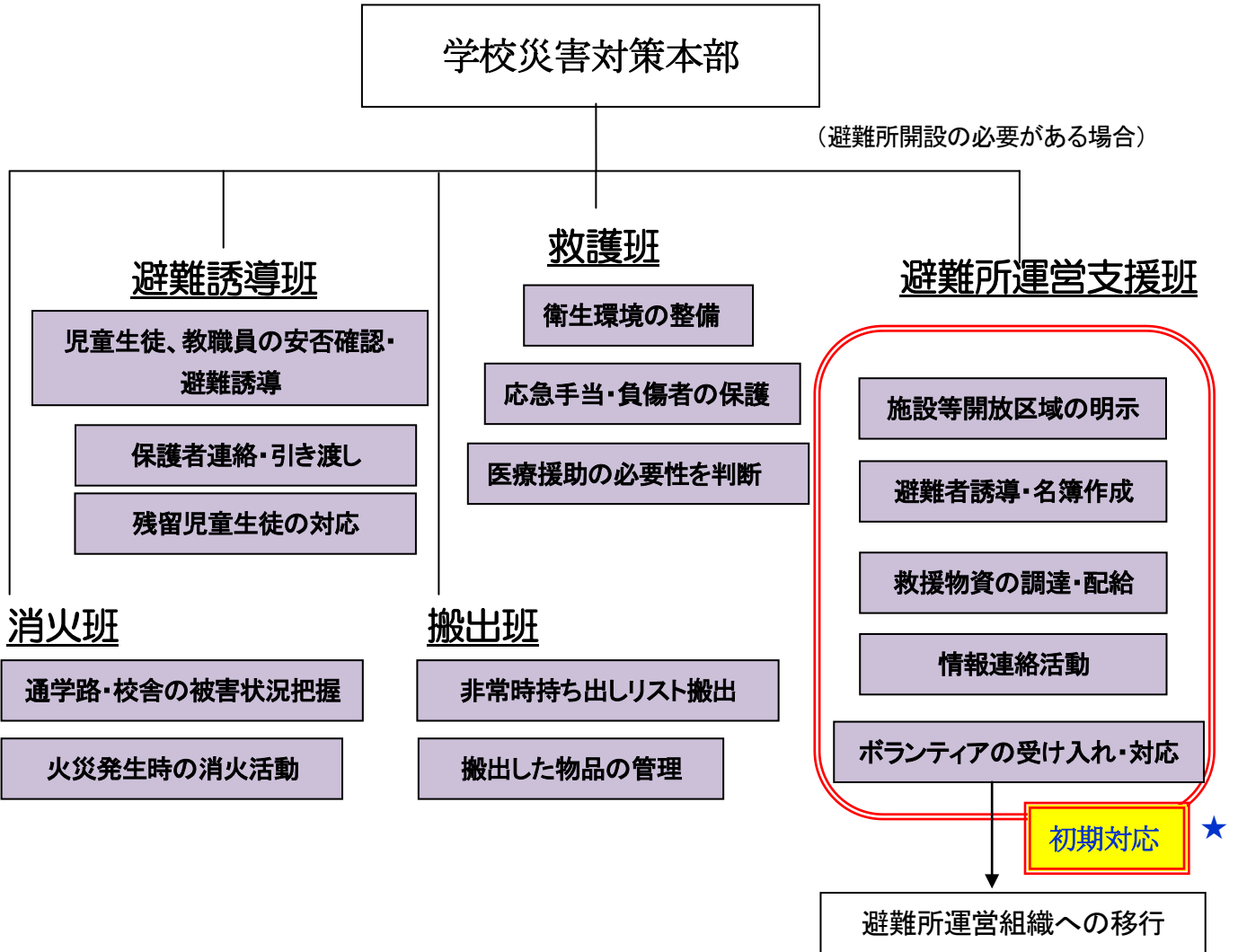
## 6 防災組織図及び学校災害対策本部組織図

### (1) 防災管理機構及び組織編制



※規模の小さい学校は、上記の3班体制にこだわる必要はありません。

(2) 学校災害対策本部組織図



○市の災害対策担当者が到着まで上記の役割分担に従って行動し、子どもの安全確保と被害の状況等を踏まえながら校長の指揮監督のもと、避難所の運営にも協力する。

## 緊急対策組織図

※個人情報のためHPには掲載致しません

## 7 避難所運営計画

### (1) 避難所の開設

#### ア. 役割と整備基準

災害により家屋の倒壊・焼失などの被害を受けた市民又は被害を受けるおそれがある市民を一時的に収容するとともに、地域の物資供給拠点や情報拠点となる場所として指定を受けている。

#### イ. 開設の基準

市長から避難勧告・指示が出された場合又は自主避難により必要と認められる場合に開設する。その際、避難所従事職員（市職員）と学校長が協議し、施設の安全性を確認した上で判断する。ただし、緊急時においては学校長の判断により開設できるものとする。

なお、避難所の開設にあつては横須賀市と地域団体が主体であり、学校は協力をする立場となるが、横須賀市職員や地域団体の役員等が到着するまでの間は学校側で運営を行うこととなる。ただし、教職員は児童生徒の保護、安全確保を優先する。

#### ウ. 開設の期間

被害の状況、住宅の応急修理の状況及び仮設住宅の建設状況等を勘案し、市（災害救助法適用時）及び学校長との調整により決定する。

### (2) 避難所の運営について

#### ア. 運営主体

避難所の運営は、震災時避難所運営委員会が行う。震災時避難所運営委員会は、地域（自主防災組織）、行政（避難所支援班）、施設管理者（学校）で組織し、連携・協力して行う。

#### イ. 震災時避難所運営委員会の構成

- (ア) 自治会・町内会などの自主防災組織（以下「自主防災組織等」という）
- (イ) 行政（市災害対策本部避難所支援班）
- (ウ) 施設管理者（学校） **★開設初期は主体的に対応。その後は施設管理面で協力**

#### ウ. 震災時避難所運営委員会の役割

##### (ア) 平常時の役割

- a. 災害時に備えて避難所運営マニュアル作成、高齢者、障害者等の把握と救援対策などの検討、決定
- b. マニュアルに従った訓練の計画的実施

エ. 避難所の運営業務（震災時避難所運営委員会が行う業務）

- (ア) 市災害対策本部からの情報収集・伝達
- (イ) 避難者名簿の作成
- (ウ) 混乱防止、秩序保持のための避難所生活のルールづくり
- (エ) 飲料水、食糧、生活必需物資等の調達・配給
- (オ) 避難者の生活支援、健康管理、メンタルケア
- (カ) 仮設トイレの設置及び管理

オ. 市災害対策本部の連絡先

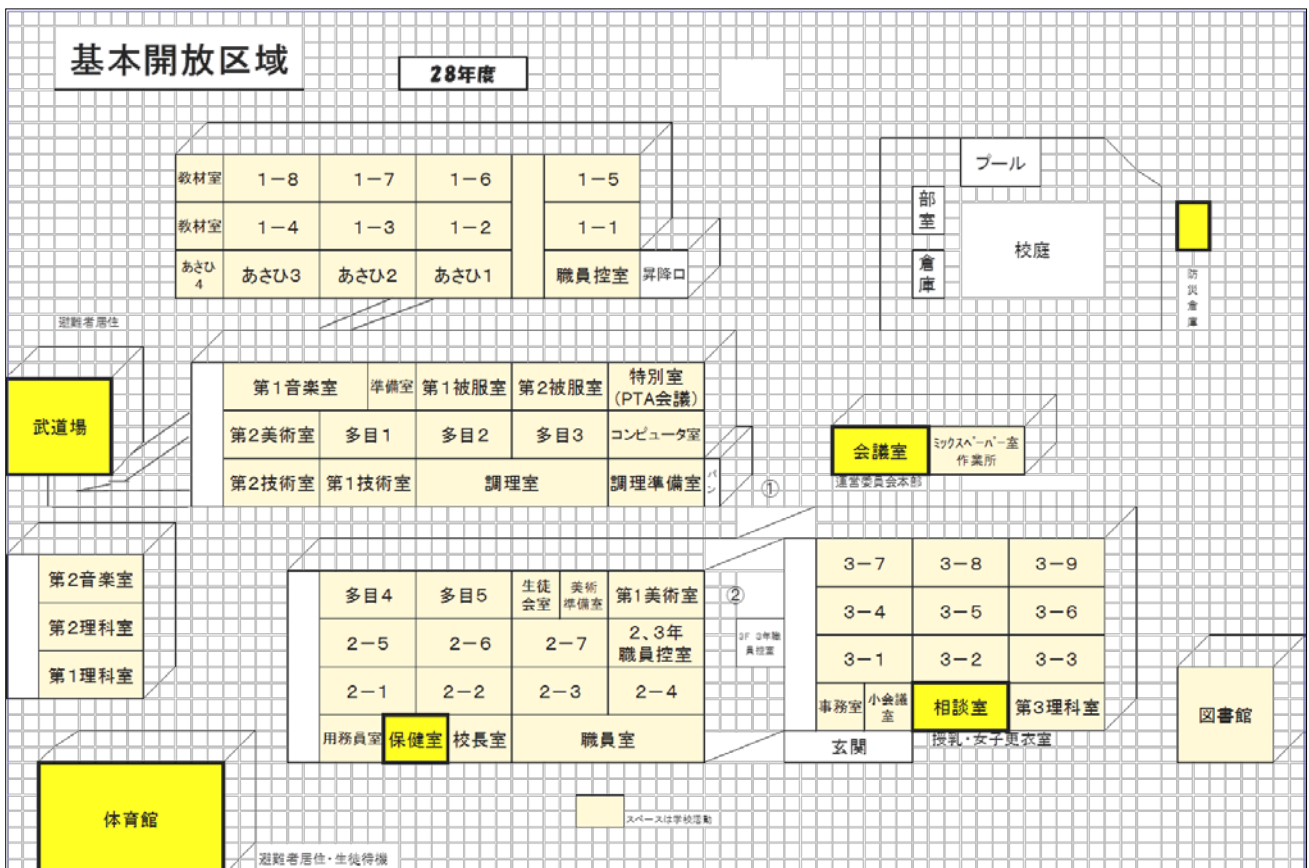
横須賀市 市民安全部危機管理課 046-822-8357

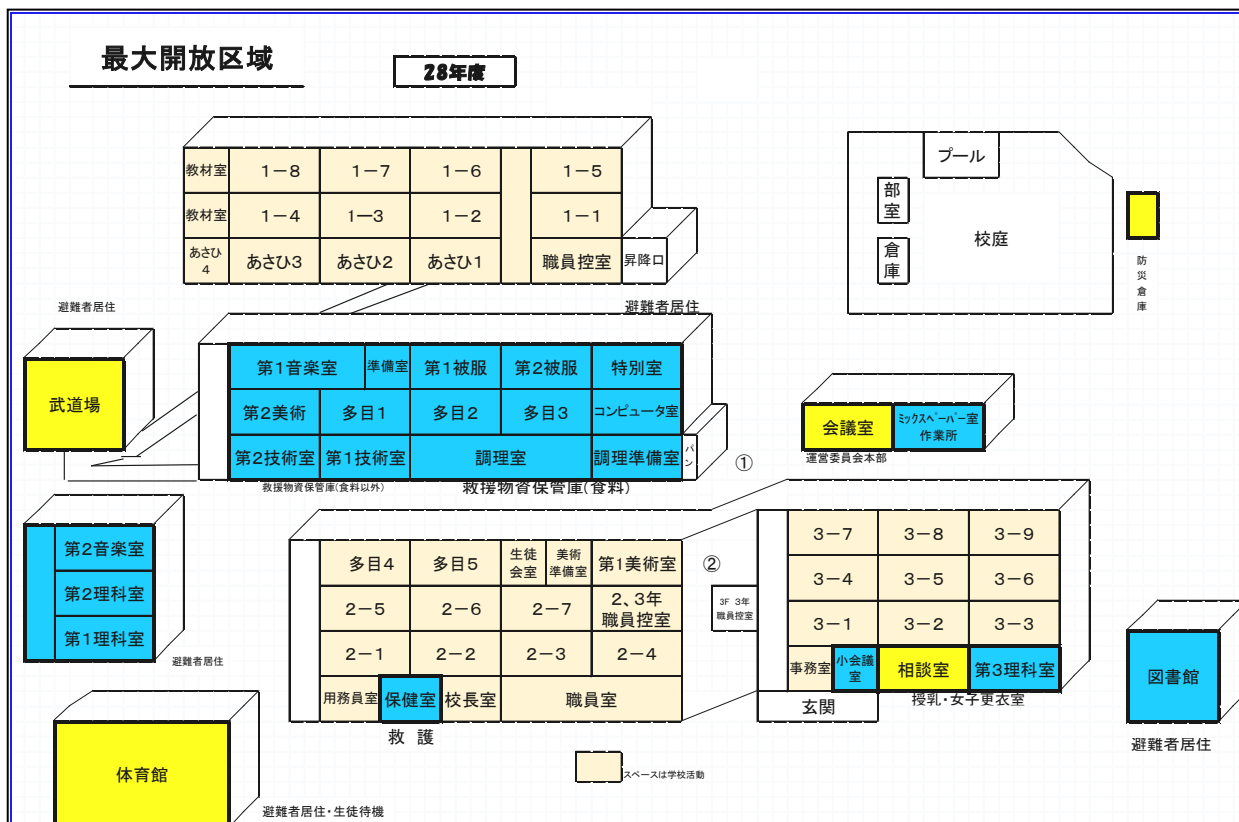
カ. 地域（自主防災組織等）の代表者の連絡先

キ. 避難所派遣職員（市職員）

ク. 想定避難者数

ケ. 避難所として提供する部分





コ. 横須賀市や地域（自主防災組織等）の代表者への鍵受け渡しの有無

※ 広域避難地や震災時避難所の指定を受けていない学校も、地域住民が避難してくることを想定のうえ対策を検討し、記載しておく。

また、そのことにより、水・食糧等が必要となった場合は、市災害対策本部、市教育委員会に連絡し、学校への支援を要請する。

※ 災害が発生した場合や警戒宣言が発令された場合などの緊急時には、地域住民が学校に避難してくるとともに、公共交通機関の運行の中止により、帰宅困難者が多数発生することが予想される。市地域防災計画を踏まえ避難所等としての指定されている、あるいは帰宅困難者受入施設となる学校は、横須賀市市民安全部との役割分担を明確にしておく必要があり、要請があった場合に適切に対応できるよう、事前に防災(災害)対策担当部局（市民安全部）等と協議・検討し、計画を定め備えておく等、より一層の連携を図る必要がある。

当校の防災上の位置付け（避難所等の指定）一覧

名称	運営主体	役割	場所
広域避難地	横須賀市	火災等におかされることがなく、安全を確保できる避難場所（備蓄なし）	グラウンド
震災時避難所	横須賀市	地域住民を収容する防災拠点。避難生活に対応（備蓄あり）	体育館
非常用貯水装置	市上下水道局	給水の実施	グラウンド等

※ 学校によっては該当しない場合があるので、市地域防災計画書を確認のうえ記載する。

## 8 避難・被害状況の報告先

★市教育委員会 822-8468  
支援教育課 046-822-8480

- (1) 授業中に、震度5強以上の地震が発生した場合や、また、震度に関係なく児童生徒の下校時刻に
- ①学区において停電が継続している場合
  - ②公共交通機関が不通となっている場合
  - ③津波警報が発令されている場合
  - ④学区に建物の倒壊、道路の寸断のある場合
- のいずれかの状況が生じている場合には、ただちに避難行動や引き取り下校等を行い、その状況を様式1 (P21) ・様式2 (P22) を使用して速やかに市教育委員会へ報告してください。
- (2) 財産に損害が発生した場合は、様式3 (P23) (財産損害発生・事故発生速報) を使用して市教：学校管理課へ報告する。
- (3) 「東海地震に関連する情報」等が発表され、引き取り下校や休校措置を決定した場合は、様式1 (P21) を使用して、速やかに市教育委員会へ報告してください。

- ・電話・FAXがかけにくい場合は、災害時優先電話を活用して報告してください。
- ・電話による連絡先については、別添表 (p20) のとおり、教育委員会各課へ連絡してください。
- ・市災害対策本部若しくは市教育委員会からの要請の有無に関わらず、状況を市教育委員会へFAXで報告する。
- ・被害がない場合でもその旨を報告する。

教育委員会 学校連絡・支援班の担当校(各学校からの連絡先)

担当課(電話番号)		担当する学校					
教育政策 担当	046-822-9751	追浜小	夏島小	浦郷小	鷹取小	船越小	田浦小
		長浦小	追浜中	鷹取中	田浦中		
教職員課	046-822-9589	逸見小	沢山小	桜小	汐入小	諏訪小	田戸小
		山崎小	常葉中	坂本中	諏訪幼	不入斗 中	
教育指導 課	046-822-8479	豊島小	鶴久保 小	公郷小	池上小	城北小	衣笠小
		平作小	公郷中	池上中	衣笠中		
教育指導 課	046-822-8240	大矢部小	森崎小	大津小	根岸小	走水小	馬堀小
		望洋小	大矢部 中	大津中	馬堀中	総合高 校	
支援教育 課	046-822-8480	大塚台小	浦賀小	小原台 小	鴨居小	高坂小	岩戸小
		浦賀中	鴨居中	岩戸中	養護学 校	ろう学 校	
支援教育 課	046-822-8513	久里浜小	明浜小	神明小	栗田小	野比小	野比東 小
		北下浦小	津久井 小	久里浜 中	神明中	野比中	北下浦 中
学校保健 課	046-822-8486	長井小	富士見 小	荻野小	武山小	大楠小	長井中
		武山中	大楠中	長沢中	大楠幼		

※FAX番号(各課共通) 046-822-6849 (IP番号 0075)





## 被害等状況報告書

第一報用

学校名					報告者職氏名			
報告日時	平成	年	月	日	午前・午後	時	分	第 回報告
災害対策本部設置状況	設置済 ・ 未設置							
児童生徒 の状況	学年	在籍数	欠席数	下校済	避難数	児童生徒の様子		
	1							
	2							
	3							
	4							
	5							
	6							
合計								
教職員の状況 (臨任・非常勤を含む)	在籍数	欠席数	避難数					
被害の有無    あり    ・    なし    (被害ありの場合は、下記の欄に記入する)								
被害 状況		児童・生徒	教職員	施設 被害 状況		校舎	体育館	校庭
	軽傷者数				使用可			
	重傷者数				一部使用可			
	死亡者数			使用不可				
今後の行動予定								

(施設被害状況に○を記入)



## 被害等状況報告書

第二報以降用

<b>学校名</b>					<b>報告者職氏名</b>		
<b>報告日時</b>	平成	年	月	日	午前・午後	時	分
<b>児童生徒 教職員の 被災状況</b>		在籍数	欠席下校	被害なし	行方不明	死亡	重軽傷
	児童生徒						
	教職員						
	特記事項						
<b>児童生徒の保護者への引き渡し状況</b>							
引き渡しが済んだ児童生徒数						名	
学校で保護している児童生徒数						名	
その他 ( )						名	
<b>ライフラインの被害状況</b>							
電気	使用 可 ・ 不可			被害状況 ( )			
ガス	使用 可 ・ 不可			被害状況 ( )			
水道	使用 可 ・ 不可			被害状況 ( )			
電話	使用 可 ・ 不可			被害状況 ( )			
プールの被害状況		プールの水漏れ 有 ・ 無					
トイレの使用の可否		使用可能 ・ 一部可能 ( 箇所 ) ・ 不可能					
<b>避難者数</b>	名						
<b>連絡事項</b>							



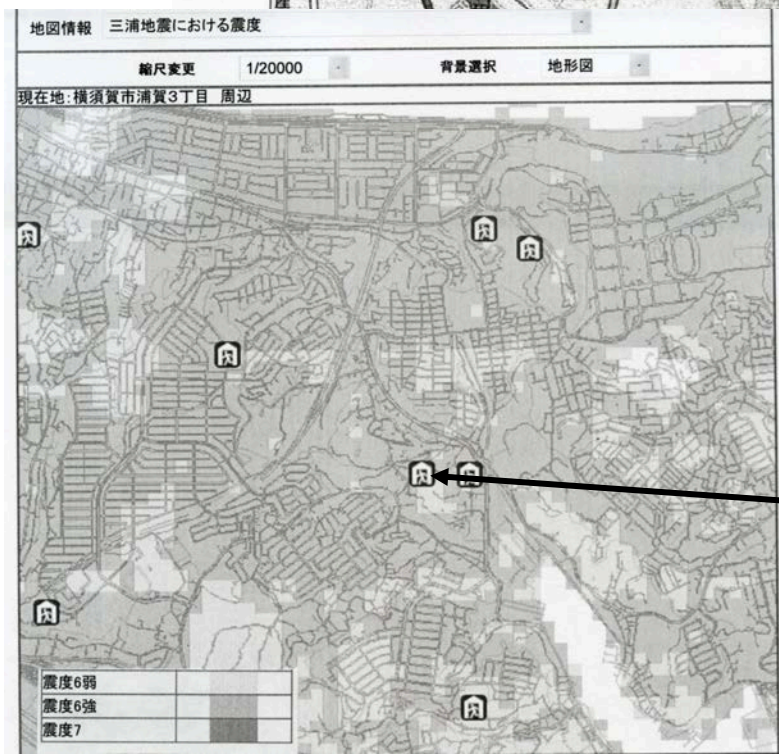
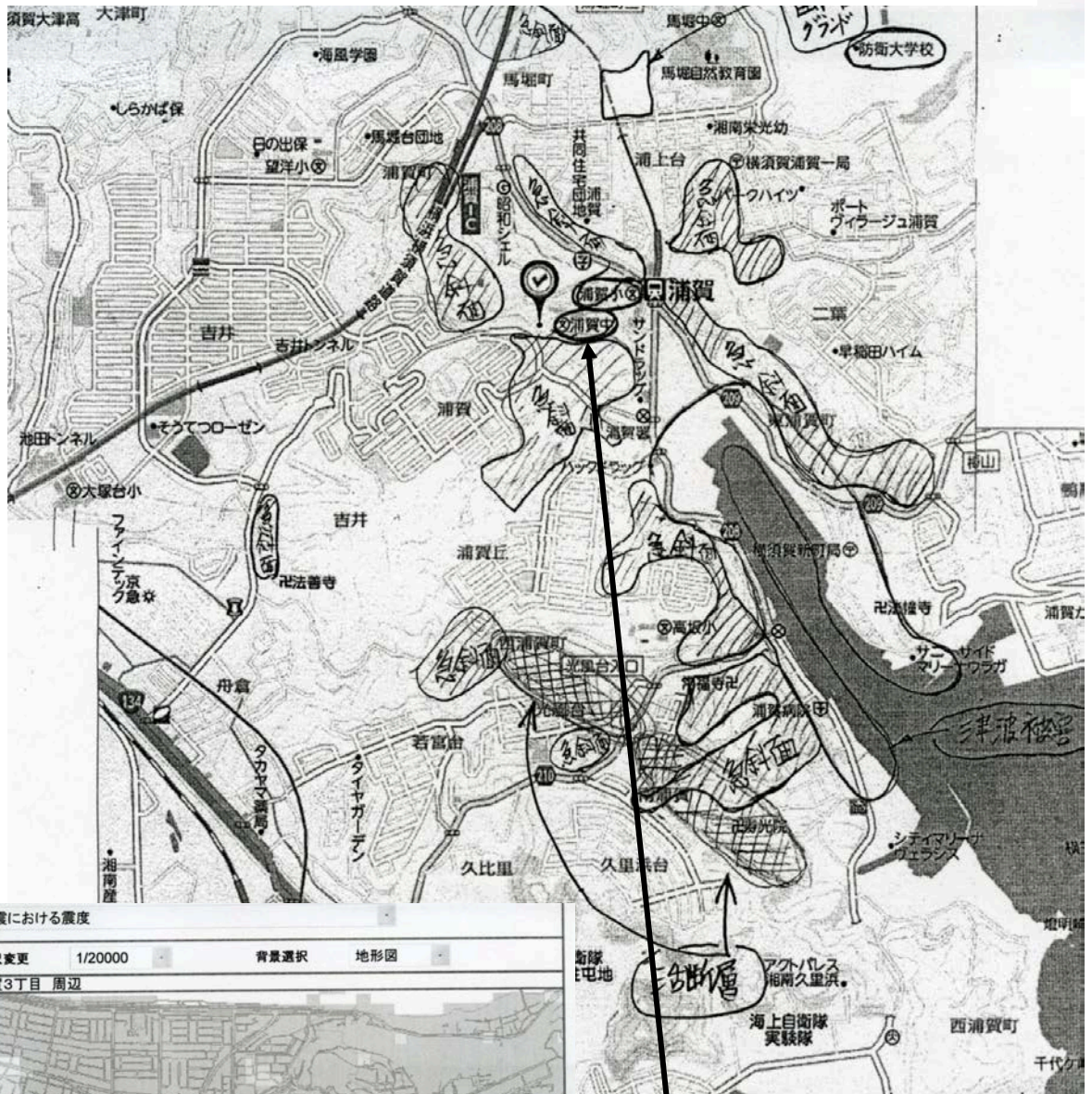
## 財産損害発生・事故発生速報

横須賀市教育委員会 学校管理課 宛

(学校名) \_\_\_\_\_

課長	係長	学校管理課員	受信者	受信日時	
				平成 年 月 日 ( )	
				午前・午後 時 分 受信	
施設名	電話		連絡者		
災害の種類	地震				
発生日時等	平成 年 月 日 ( )	午前・午後	時	分	ころ
	平成 年 月 日 ( )	午前・午後	時	分	ころ
発生・発見		発生者 ( )			
発見者 ( )					
発生場所 (図参照)					
発生の原因					
損害状況 (被害状況)					
	近隣住民・民家等対人・対物損害の有無		有の場合	別紙のとおり	
有、無		その状況	(任意の様式で可)		
推定損害額 (見積状況)					
事後措置 (復旧措置) (安全対策)					
関係機関への連絡	警察	平成 年 月 日	警察署へ届出		
	他課	課 月 日	連絡済み		
	その他	月 日			

# 9 ハザードマップ・防災マップ



浦賀中

三浦地震における震度  
 濃い色は：震度7  
 薄い色は：震度6強

## 10 大規模な地震（津波）発生時の対応

### （1）大規模な地震（津波）が発生した場合の教職員の対応

#### ①□ 教職員の配備編成の基準（市内で最大震度5弱以上の地震を観測した場合）

学校災害対策本部の構成員【震度5弱＝校長、教頭、総括教諭等＝1号配備】	
勤務時間内	直ちに学校地震災害対策本部を設置し、配備につく。
勤務時間外・出張中	直ちに学校に赴き、配備につく。
一般教職員 【震度5強以上＝2号配備（全員参集）】	
勤務時間内	本マニュアルに従って行動する。また校長等の指示に従い、対策の実施・補助にあたる。
勤務時間外・出張中	震度により、配備編成計画に従い直ちに学校に赴いて配備につく。

#### ② 教職員の対応

ア. 児童生徒の安全確認と、学校災害対策本部の設置

イ. 学校災害対策本部は正確な情報の把握、現状確認及び的確な指揮系統の確認

ウ. 関係機関（市教育委員会、警察、消防、市町村防災担当課、町内会長）及び保護者への連絡

（ア）状況を把握し、記録を残す（氏名、人数、異常の有無、帰宅手段の状況等）

（イ）負傷者の救護にあたり、設備の点検と危険箇所の把握

（ウ）障害のある児童生徒の介助体制の確認

（エ）地区別、方面別等の帰宅体制の整備

（オ）保護者への引渡しカード等の確認

（カ）遠距離通学、公共交通機関などの利用者、留守家庭等で帰宅できない者の把握、保護

エ. 指定避難場所の準備

※ 諏訪小学校以外の全校が指定を受けている。

※ 管理職が不在時の対応

・校長、教頭、総括教諭の携帯電話等に連絡する。

・教職員緊急参集表の指揮代行順位の上位者が学校災害対策本部を設置する。

・地震防災活動マニュアルに沿って対応する。

オ. 水の確保

男性用トイレの小便器の高タンクバルブを閉める。

## (2) 大規模な地震が発生した後の教職員の対応

### ① 教職員の対応

(ア) 校舎内や敷地内に児童生徒が所在しているかを確認。児童生徒が在籍している場合、児童生徒の掌握を第一に考える。けが人の有無、身体に障害のある児童生徒の避難確保等、受け持ち児童生徒全員を掌握する。

(イ) 教員は、児童生徒を掌握した後、教室の安全性を確認し、問題があれば調査担当職員に報告する。

(ウ) 職員室にいる担任以外の職員は、指示により、担当する棟の安全確認に行き、校舎の安全性や生徒の怪我の状況を担任から確認して校長（指揮命令権者）に報告する。確認中に少しでも危険を感じた場合は中止し、立入禁止区域とする。立入禁止区域は市の指定した危険度判定士が「安全」と判定するまで絶対に立ち入らない。

**校舎の安全性の確認目安は、P6 参照のこと**

(エ) 震災後直ちに放送等により情報を入手し、津波の恐れがあることが判明した場合には屋上避難とし、それ以外の場合には校庭避難とする。

**今後発表される津波想定高さによって、3階への避難と変更の可能性あり。**

(オ) 避難経路の安全を至急確認し、危険がある場合は経路を変更して避難を開始する。避難後は建物の安全が確認できるまで校舎等には絶対に立ち入らない。

(カ) 児童生徒や教職員が、けが等をした場合は他に優先して応急手当をする。（応急手当はけがの程度が重い者や避難に支障がある者を優先して行う）

※ 日ごろからの応急手当（包帯・毛布・三角布を使った手当など）や必要物品保管場所の確認、AED（自動体外式除細動器）の設置場所、使用方法を把握しておく必要がある。

(キ) 必要に応じ、救急車の手配をする。（救急車の手配が不可能な場合も想定し、自力で搬送可能な近隣病院を把握しておく）

(ク) 校長等は臨時休校措置や児童生徒の帰宅について、学校・地域の被害状況等を勘案し、判断する。

(ケ) 学校災害対策本部は、市災害対策本部教育対策部（市教育委員会）に様式1、2（P21、22）で、財産に損害が発生した場合は、（市教・学校管理課）に様式3（P23）で被害状況等を報告する。FAX送信が難しい場合は、災害時優先電話等を利用する。報告先、報告方法については、日ごろからマニュアルを確認しておく必要がある。

(コ) 保護者への連絡方法についても、電話等が非常に利用しにくくなることが想定される。あらかじめ携帯電話メールなどの一斉配信システムや、災害用伝言ダイヤル、災害時優先電話など複数の通信手段を検討しておくことが必要である。特に、災害時の重要通信を確保するため、「災害時優先電話」については、設置場所や使用方法について確認し、教職員に周知する。

(サ) 安全が確保されるまでは、児童生徒を保護する。児童生徒の帰宅に際しては、保護者へ引き渡すことを原則とし、それまでは学校で児童生徒の安全確保に努める。

(シ) 大規模な地震災害等では、地域住民等が避難してくることが予想されるため、校内に

児童生徒の保護エリアとは別に住民の保護エリアを設定し、混乱を避ける。その際、避難所等に指定されていない学校にあっては、市災害対策本部の指示に従い、備蓄品が整備されている本来の避難所へ誘導する。

## ② 校舎・建物の被害状況ごとの対応

前述の「①（大規模な地震が発生した後の）教職員の対応」は、以下の全ての状況でも対応が必要。

**本市では耐震補強が済んでいるため建物の倒壊まで至ることは考えにくく、避難については落ち着いて行ってください。**

### （ア）火災が発生

- a. 児童生徒をグラウンド等、安全な場所に避難させる。
- b. 火災発生場所を認知した場合は他の教職員に通報し、初期消火に努めるとともに消防署へ連絡する。また、最適な避難経路を選び、避難場所へ避難・誘導させる。
- c. 停電で放送設備が使用不能となる場合は、非常放送設備を利用する。（非常用の赤いボタンを押すことで停電時でも10分程度放送可能です。）また、ハンドマイク（職員室に保管）やメガホン（職員室に保管）を用意しておく。
- d. グラウンドへの避難が終了したら直ちに分担に従い、児童生徒の掌握やけがの程度等を確認する。

### （イ）建物が損壊

建物が損壊するような地震の場合は、児童生徒の精神状態に平静さが欠けてしまうことが予想される。また、けが人が多く発生することも予想されるので、次の事項に留意する必要がある。

- a. 火災が発生しなければ、児童生徒の人員（名前）やけがの程度等を確認し、二次災害に備え、担任等の誘導のもとに安全経路を確認しつつ順次避難可能な場所に誘導する。
- b. 建物が損壊している場合は、ガラスの破片が飛散している。また、避難中に余震等で割れたガラスが落下するといった危険性もある。履物を履かせ、ガラス窓が頭上にあるような経路を避けて避難する。
- c. 手の空いている教職員は、校舎内を巡視して天井落下、壁の剥離、階段の崩壊等の被害状況を確認する。（p6参照）

### （ウ）建物が倒壊

被害状況が著しく、児童生徒の安全確保のため大至急避難しなければならない場合、次の事項について留意しておく。

- a. 校長は、巡視した教職員の報告などから倒壊状況を判断し、必要に応じて速やかに、安全経路を見つけ出し避難させる。
- b. 児童生徒の避難にあたっては、授業担当者が判断しなければならない場合が多分に考えられる。けが人がいる場合は、けがの状況を見極めながら早急に避難可能な場所に誘導する。
- c. 避難・誘導する際、ガラスは建物の高さの1/2の距離まで飛散する可能性がある。校

舎の高さを確認し、校舎に隣接する場所等校庭の危険箇所を把握しておく必要がある。

- d. 教職員は校舎内の被害状況把握（p6参照）のほか、崖崩れ、地面の陥没等の危険な状態がないかを確認する必要がある。

## (エ) 異常なし

担当者（担任、授業担当等）は校長等からの避難指示を待つ。

## ア. 教職員の管理下で地震に遭遇した場合の対応

### (ア) 授業、特別活動など直接管理下の場合

#### a. 児童生徒の行動

- (a) 普通教室では即座に机の下にもぐる。自分で行動することが困難な児童生徒については、教職員が援助して身体を保護させる。
- (b) 揺れがおさまったのを確認後、教職員の指示のもと防災頭巾やヘルメットなどで頭を保護し、放送等で指示のあるグラウンドなど安全な場所へ避難する。
- (c) 津波の被害が想定される学校では、強い揺れや周期の長い揺れを感じたら、揺れがおさまりに、教員の指示があったのち直ちにあらかじめ定められた階段を利用して屋上への避難を開始する。階段部分では、下階からの避難者を優先とする。その後は教職員の指示に従う。

#### b. 授業担当者など教職員の行動

様々な災害の状況を想定し、正確な情報の把握に努め、絶えず冷静さを失わず適切な指示をすることができるように、学校での防災訓練だけでなく、災害時の自身の行動をあらかじめ想定するなど、万全を期しておくことが必要となる。

- (a) 児童生徒を机の下にもぐらせて両手で机の脚をしっかりつかませ、頭を保護するよう指示する。その際、自分の力で対応困難な児童生徒（障害のある児童生徒、怪我をしている児童生徒等）については、授業担当者が援助する。
- (b) 緊急事態に遭遇して児童生徒がパニックに陥ることが考えられるため、パニック状態の防止に努める。
- (c) 児童生徒に対して次の指示を行う。
- ・慌てて外へ飛び出さない。
  - ・窓や壁際からできるだけ離れる。
  - ・大きな揺れが収まり、授業担当者の指示が出るまでは、勝手な行動はとらない。
- (d) 教室以外の場合は、次のとおり行動する。
- ・体 育 館→館内の中央に避難させる。その時、天井の照明を含め落下物に注意。
  - ・グラウンド→校舎のガラスや落下物を避けるため、グラウンド中央に避難させる。
  - ・プ ー ル→速やかにプールから上がり、離れた場所へ避難させる。
  - ・特別教室→基本的には、教室にいる場合と同じ。
  - ・そ の 他→敷地内の校舎・施設外にいる場合は、落下物を避けるため建物に近寄らず、できるだけ安全な場所に避難させる。



- (e) 大きな揺れが収まったら、速やかに児童生徒の状況を確認する。  
怪我をした児童生徒の応急処置や怪我の度合いを確認するなど受け持ち児童生徒の状況把握に努めることが先決である。また、火の元の消火確認やガスの元栓を閉める等の措置をとる。
- (f) 避難の開始は、次の手順で行う。(原則として、避難場所はグラウンド)  
①避難路として出入り口の確保→②けが人などの介助方法を定める→③教室内の建物被害状況の確認→④調査担当者に報告→⑤避難指示を待つ
- (g) 揺れが収まり次第、非常用放送設備(使用できない場合はハンドマイクやメガホン)を使って状況の報告や避難の方法などの緊急放送が行われる。放送を待って避難・誘導を開始することが2次被害を防ぐことにもつながる。しかし、緊急放送が使用できないことも考えられるので、教職員個人の判断や隣の教室同士で協力しながら臨機応変な対応が求められる。
- (h) 避難は、火災の場合は場所と上層階の児童生徒を優先し、隣り合うクラスと連携しながら、集団の前後に教職員を配置して行うことが望ましい。「おさない、はしらない、しゃべらない、もどらない」を指示する。★
- (i) 避難途中でガラスなどが落下する危険性が高まるので、頭部を守るために**防災ずきん**、カバン等で保護するように準備させる。
- (j) 津波の被害が想定される学校では、強い揺れや周期の長い揺れを感じたら、揺れがおさまった後に、直ちに防寒対策などの屋上への避難準備をさせ待機する。放送等の指示を待って児童生徒を避難させる。その際、階段で下階からの児童生徒と合流するときに滞留が起きないように訓練時から使用する階段、下階からの避難を優先とする順位を決めておく。その後は津波に関する情報を確認し、児童生徒の安全確保に努める。

### c. 職員室や事務室に在室する教職員の行動

- (a) 大きな揺れが収まった後に非常用放送設備により緊急放送をする。放送の内容は、①状況説明、②教職員に向けての指示に区別する。
- (b) 教職員へは、児童生徒の安全確保、避難路の確認、火の元の消火をするという指示を行う。緊急放送ができない場合、ハンドマイク(職員室に保管)やメガホン(職員室に保管)を使うが、教職員に対しては事前に放送内容の共通理解を図っておくことも大切である。
- (c) 全体への指示を出す、校内を見回り建物被災状況や、教室内の状況を把握する、校内放送等により避難等の指示を連絡する、教職員不在教室の児童生徒の状況を確認するなど、教職員の役割分担によりすばやく行う。
- (d) 市災害対策本部教育対策部(市教育委員会)に様式1、2(P21、22)で、財産に損害が発生した場合は(市教・学校管理課)に様式3(P23)で被害状況等を報告する。
- (e) 津波の被害が想定される学校では、強い揺れや周期の長い揺れを感じたら、揺れがおさまった後に、直ちに屋上へのドアカギの解錠を行う。校舎の安全性が確認できたら生徒を一時避難させるよう全職員に指示する。その後は津波に関する情報を確認し、児童生徒の安全確保に努める。

## (イ) 休み時間、始業前、放課後など間接的管理下の場合

児童生徒へ指示を伝えることや児童生徒の把握がしにくい現状であることを踏まえることが必要である。

### a. 児童生徒の行動

個人もしくはグループで校舎内外に分散している状況が多いことを想定し、教室などでは机の下にもぐる、校舎外では、校庭なら中央部で低い姿勢を取るなど、建物から極力離れた位置で待機する。あらかじめ示された対応や主体的な判断による対応ができるように訓練等で指導する。

休み時間以外は、児童生徒は揺れがおさまったらグラウンド中央部分に集合する。

津波の被害が想定される学校では、児童生徒は強い揺れや周期の長い揺れを感じたら、揺れがおさまった後に、教室にいた児童生徒以外は校庭に集合し、中央部で待機する。放送による指示、あるいは、校長に指示を受けて校庭に派遣された教員の指示で屋上への避難をする。休み時間に教室にいた児童生徒は（ア） a. による。その後は教職員の指示に従う。

### b. 授業担当者など教職員の行動

休み時間に地震があった場合は、学級担任（不在の場合は副担任等）は自分が担任する教室へ直行し、その他の教員は職員室に集合する。指示を受けた教員は、校庭で児童生徒を保護し、引率する。

始業前、放課後等に地震があった場合は、揺れがおさまった後、全教員は職員室に集合し放送により児童生徒を校庭へ集合させる。校庭に教員を配置し、児童生徒の動揺を抑えるとともに避難、誘導等の引率をする。

校舎調査担当職員は、教室にいる児童生徒を校庭に誘導し、教室に残さない。

- (a) 緊急事態に遭遇して児童生徒がパニックに陥ることが考えられるため、パニック状態の防止に努める。
- (b) 児童生徒に対して次の指示を行う。
  - ・慌てて外へ飛び出さない。
  - ・窓や壁際からできるだけ離れる。
  - ・大きな揺れが収まり、授業担当者の指示が出るまでは、勝手な行動はとらない。
- (c) 教室についてからの行動。
  - ・教室に在室している児童生徒数の確認。
  - ・緊急事態に遭遇して児童生徒がパニックに陥ることが考えられるため、パニック状態の防止に努める。
  - ・教室の構造的な安全確認。
  - ・状況確認にきた教員へ教室外にいる児童生徒数を連絡し、放送等による指示を待つ。
- (d) 怪我をした児童生徒の応急処置や怪我の度合いを確認するなど受け持ち児童生徒の状況把握に努めることが先決である。また、火の元の消火確認やガスの元栓を閉める等の措置をとる。
- (e) 教員はグラウンドにいる児童生徒を学年、クラス別の人数を把握し、避難の際に担任教師に引き継ぐ。

- (f) 避難の開始は、次の手順で行う。(原則として、避難場所はグラウンド)  
①避難路として出入り口の確保→②けが人などの介助方法を定める→③避難指示を待つ
- (g) 揺れが収まり次第、非常用放送設備(使用できない場合はハンドマイクやメガホン)を使って状況の報告や避難の方法などの緊急放送が行われる。放送を待って避難・誘導を開始することが2次被害を防ぐことにもつながる。しかし、緊急放送が使用できないことも考えられるので、教職員個人の判断や隣の教室同士で協力しながら臨機応変な対応が求められる。

### c. 職員室や事務室に在室する教職員の行動

- (a) 大きな揺れが収まった後に非常用放送設備により緊急放送をする。放送の内容は、  
①状況説明、②教職員に向けての指示に区別する。
- (b) 教職員へは、児童生徒の安全確保、避難路の確認、火の元の消火をするという指示を行う。緊急放送ができない場合、ハンドマイク(職員室に保管)やメガホン(職員室に保管)を使うが、教職員に対しては事前に放送内容の共通理解を図っておくことも大切である。
- (c) 全体への指示を出す、校内を見回り状況を把握する、指示を連絡する、教職員不在教室の児童生徒の状況を確認するなど、教職員の役割分担によりすばやく行う。
- (d) 市災害対策本部教育対策部(市教育委員会)に様式1、2(P21、22)で、財産に損害が発生した場合は(市教・学校管理課)に様式3(P23)で被害状況等を報告する。
- (e) 津波の被害が想定される学校では、強い揺れや周期の長い揺れを感じたら、揺れがおさまりに、校舎の安全確認が終了したら直ちに屋上に児童生徒を一時避難させるよう全職員に指示する。その後は津波に関する情報を確認し、児童生徒の安全確保に努めるよう指示する。

## イ. 社会見学、遠足及び修学旅行等で遭遇した場合の対応

※ 社会見学等には様々な形態があるため、様々な状況での被災とその対応を想定しなければならない。また、社会見学や遠足等が終了し解散した後に災害が起きる可能性も予想されるので、その場合の対応を想定する必要もある。本項目の記述は、一般的な内容となっているが、実際には、社会見学等の行事の都度、別冊でより具体的な対応を示した活動マニュアルを作成し、引率の教職員が携行することが必要になる。また、対応の内容は、事前にオリエンテーションなどで児童生徒にも周知する。

社会見学や遠足等は、学校とは違う学習環境で行われるため、児童生徒の精神面などでは平常でないことが予想される。また、見学場所などでは学校にはない設備や物品があったり、教職員以外の人への指示に従って学習することも多い。また、あらかじめ津波の恐れがある場合の避難場所(高台あるいは鉄筋コンクリートの高い建物)を確認しておくなども必要である。児童生徒を安全な場所へ避難・誘導させ、児童生徒の人数や状況を確認することが最も優先したうえで、その都度状況に応じた対応が要求される。

## (ア) 児童生徒の行動

屋内の場合は机の下にもぐる、屋外の場合は安全な場所へ避難するなど、場所と状況に応じて教職員の指示に従う。

## (イ) 引率の教職員の行動

- a. 施設内であれば、その施設の対応に従うのが原則である。
- b. 移動中や特別な施設がない場合、安全と思われる場所に児童生徒を避難させる。
- c. 揺れが収まったら、速やかに児童生徒の状況を確認し、怪我をした児童生徒の応急処置や怪我の度合いを確認するなど引率した児童生徒の状況把握に努める。
- d. 把握した状況は、速やかに学校へ報告し、指示を受ける。電話が不通の場合、災害用伝言ダイヤル等を利用する。
- e. 屋内にいる場合は、速やかに机の下などの安全な場所へ移動させる、海岸にいる場合は津波、山間部にいる場合は山崩れや崖崩れが起こる可能性があるため、速やかに安全な場所に避難させるなど、具体的な対応については、あらかじめ非常の場合の活動マニュアルを作成し、マニュアルに基づいて行動する。

## (ウ) 管理職など在校する教職員の行動

- a. 引率の教職員から連絡があった場合、現地の状況などから判断し、必要な指示を行う。
- b. 引率の教職員から連絡がない場合、携帯電話等に連絡を試み、災害用伝言ダイヤルを確認する。
- c. 報告を取りまとめ、校内の被害と合わせて市災害対策本部教育対策部（市教育委員会）に様式1、2（P21、22）で、財産に損害が発生した場合は（市教・学校管理課）に様式3（P23）で被害状況等を報告する。

## ウ. 登校、下校途上で遭遇した場合の対応

登下校中に地震が発生した場合、児童生徒が自分で瞬時に安全のための行動を選択し実行することが求められる。日ごろからさまざまな災害を想定した上で、安全を確保するシミュレーションについて十分に時間をかけて指導し、考えさせておくことが必要である。また、保護者にも周知し、理解を得ておくことが大切である。

## (ア) 児童生徒の行動

- a. カバンや持ち物で自分の頭を保護する、建物、塀、崖下、川岸からすぐ離れる、自動車は思わぬ動きをしますので離れる等の指導をしておく。
- b. 交通機関が運休した場合は、駅の避難指示に従う。自分勝手な行動をとらない。
- c. 登校中の場合は、可能ならばそのまま登校する。下校中の場合で、保護者が在宅している場合は、原則として安全に注意しながら下校する。状況によっては、近くの避難所等へ向かう。近隣の避難所等は日ごろから児童生徒に周知しておく。
- d. 津波の被害が想定される場所にいる場合は、児童生徒は強い揺れや周期の長い揺れを感じたり、防災無線を聞いて津波による避難指示が出ていることが分かったら、直ちに近くの高台あるいは鉄筋コンクリートの建物のできるだけ安全な階に一時避難する。その後は津波に関する情報を確認し、児童生徒の安全確保に努める。

名称	役割	場所
津波避難場所	災害時に津波におかされることなく、安全が確保できる一時的な避難場所。	浦賀中学校 校庭
広域避難地	災害時に火災等におかされることなく、安全が確保できる一時的な避難場所。（備蓄倉庫なし）	浦賀中学校 校庭
震災時避難所	地域住民を収容する防災拠点となる広場と建物を備えた施設。避難生活に対応。（備蓄倉庫あり）	浦賀中学校 校庭

### (イ) 教職員の行動

- a. 既に帰宅した教職員は、配備基準に従う。
- b. 職員室や事務室に在室する教職員は、非常用放送設備により緊急放送をする。放送の内容は、①状況説明、②教職員に向けての指示に区別する。
- c. 教職員へは、児童生徒の安全確保、避難路の確認、火の元の消火をするという指示を行う。緊急放送ができない場合、ハンドマイク（職員室に保管）やメガホン（職員室に保管）を使うが、教職員に対しては事前に放送内容の共通理解を図っておくことも大切である。
- d. 児童生徒の人員確認を行い、既に登校している児童生徒（まだ下校していない児童生徒）を避難場所に誘導する。
- e. 登校していない児童生徒については、電話等で安否の確認を行う。
- f. 報告を取りまとめ、校内の被害と合わせて市災害対策本部教育対策部（市教育委員会）に様式1、2（P21、22）で、財産に損害が発生した場合は（市教・学校管理課）に様式3（P23）で被害状況等を報告する。

## エ. 夜間・休日の場合の対応

### (ア) 教職員の行動

- a. 配備基準により参集する。
- b. 夜間の場合、参集した教職員は、施設の被害状況と児童生徒の安否を確認する。
- c. 休日（昼間）の場合、出勤している教職員で登校している児童生徒を避難場所へ誘導し、施設の被害状況を確認する。参集した教職員と協力して、児童生徒の安否を確認する。
- d. 夜間、休日とも報告を取りまとめ、校内の被害と合わせて市災害対策本部教育対策部（市教育委員会）に様式1、2（P21、22）で、財産に損害が発生した場合は（市教・学校管理課）に様式3（P23）で被害状況等を報告する。

### (3) 障害のある児童生徒への配慮

学校に在籍している障害のある児童生徒の場合も、それぞれの学校の緊急避難対応に従うことが原則である。ただその児童生徒の障害の特性を日ごろから全教職員で共通に理解しておき、いざというときにすぐ対応できるように訓練しておく必要がある。車椅子の場合、あるいは背負って避難する場合、手を引いて同行しなければ移動できない場合等、それぞれの対応を準備しておく必要がある。

また、障害のある児童生徒の場合、緊急時の対応について、保護者と事前に相談しておく必要がある。

## 11 「東海地震に関連する情報」や警戒宣言への対応

### (1) 「東海地震」について

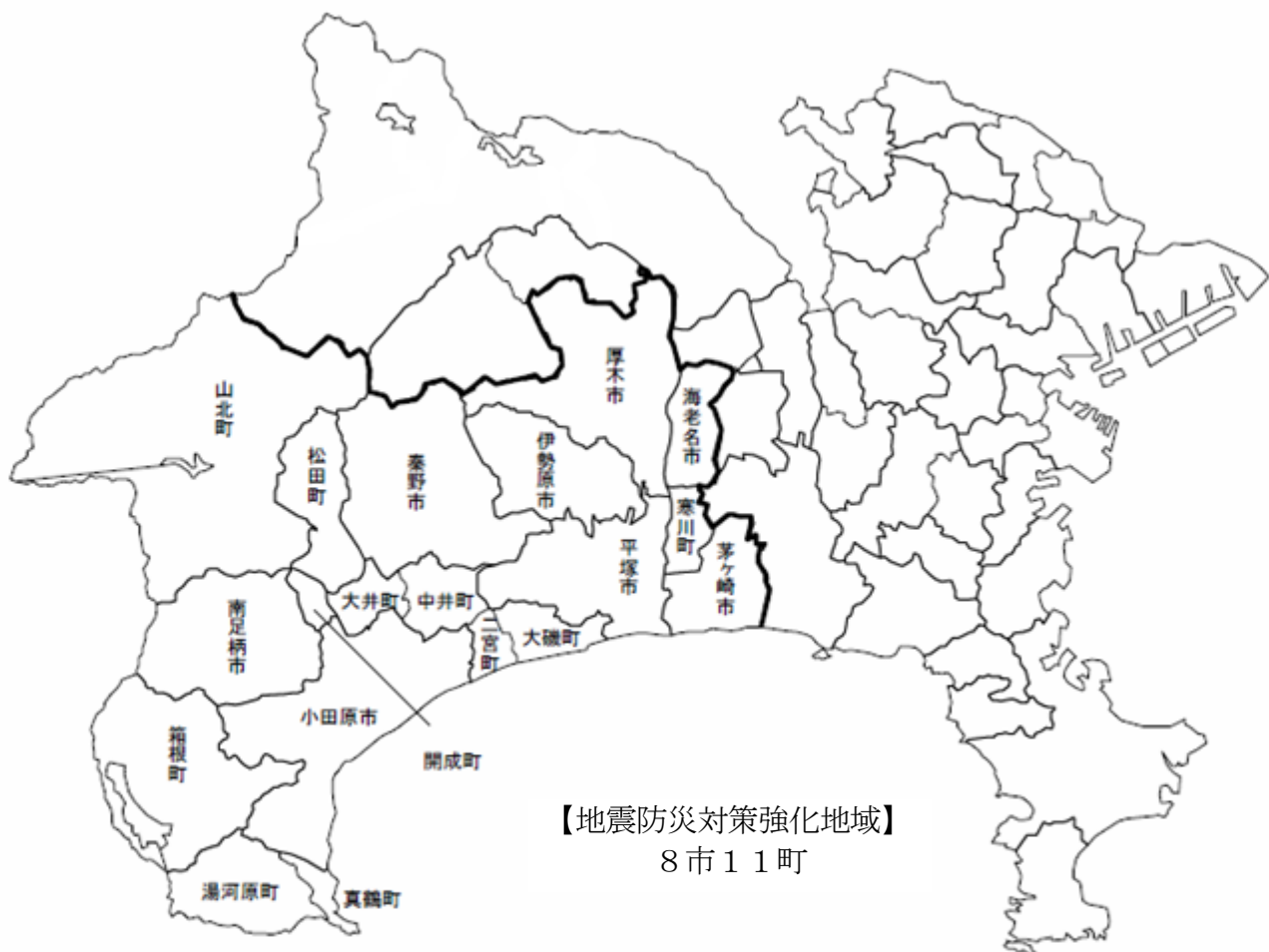
#### ア. 東海地震とは

東海地震は、前兆（地震前の異常な現象）が検知できる可能性があると考えられている、東海沖を震源とする地震である。東海地方では常に地震のデータを観測しており、気象庁ではそこから得られた情報から危険度を決め、「東海地震に関連する情報」を発表する。

なお、東海地震は、前兆現象が捉えられないまま突発的に発生する場合もある。また、それ以外の大きな地震が起こることも考えられる。

#### イ. 横須賀市内では

横須賀市内においては、東海地震における「地震防災対策強化地域」からは外れており、地震が発生すると一部の地域で震度5強、それ以外の地域では震度4から5弱の揺れが想定されます。



## (2) 「東海地震に関連する情報」について

平成16年1月5日から、国の「東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災計画」の修正に伴い、「東海地震に関連する情報」が発表されることになった。

「東海地震に関連する情報」には、「東海地震に関連する調査情報（臨時）」、「東海地震注意情報」及び「東海地震予知情報」の3種類がある。

	情報の種類	情報の内容（レベル）	社会生活等	交通機関の対応	学校での対応
<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="margin-bottom: 10px;">↑</div> <div style="writing-mode: vertical-rl; font-weight: bold;">高</div> <div style="margin: 10px 0;">↓</div> <div style="writing-mode: vertical-rl; font-weight: bold;">危険性</div> <div style="margin: 10px 0;">↓</div> <div style="writing-mode: vertical-rl; font-weight: bold;">低</div> <div style="margin-top: 10px;">↓</div> </div>	<b>東海地震予知情報（※）</b>	東海地震が発生する恐れがあると認められた場合に発表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>警戒宣言</b> が発令される</li> <li>・ 津波や崖崩れ等の危険地域からの住民避難</li> <li>・ 交通規制</li> <li>・ 百貨店等の営業中止など</li> </ul>	強化地域内の鉄道・バスは原則として運行中止	児童生徒は帰宅を原則とする
	<b>東海地震注意情報（※）</b>	観測された現象が東海地震の前兆現象の可能性が高まった場合に発表	防災準備行動がとられる <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要に応じ、児童生徒の帰宅等の安全確保対策</li> <li>・ 救助部隊、救急部隊等の派遣準備</li> </ul>	原則として平常運行	児童生徒は帰宅を原則とする
	<b>東海地震に関連する調査情報（※）</b>	東海地域に関連する現象について調査が行われた場合に発表	防災対応は特になし	原則として平常運行	情報収集に努めながら、平常どおりの活動を行う

※各情報発表後、東海地震発生のおそれなくなったと判断された場合は、その旨が各情報で発表される。



### (3) 「東海地震に関連する情報」や警戒宣言が発表された場合の教職員の対応

#### ① 「東海地震に関連する調査情報（臨時）」が発表された場合の教職員の対応

想定される震度は、市HP防災資料室より知ることができます。それによると、東海地震における本市内での最大震度は5強が想定されますが、本市採用の耐震補強工法は、埼玉県でも行っており、東日本大震災の際、震度5強では無被害でした。

#### ア. 教職員の管理下で「東海地震に関連する情報」や警戒宣言が発表された場合の対応

##### ア. 学校災害対策本部の構成員の対応

- (ア) あらかじめ指定された学校災害対策本部の構成員（P9参照）は、「東海地震に関連する調査情報（臨時）」が発表された場合、後続の情報に常に注意を払う。
- (イ) 不十分な情報によって児童生徒に不安が生じる場合は、情報の内容・趣旨を放送などで説明する。
- (ウ) 休み時間等に教職員を参集させ、校長は教職員に対し内容・趣旨、児童生徒への対応などの説明をする。
- (エ) 夜間、勤務時間外の参集等は行わないが、警戒宣言に代わるなどの急な参集に対応できるように自宅で待機する。

##### イ. 教職員（学校災害対策本部の構成員以外）の対応

「東海地震に関連する調査情報（臨時）」が発表された場合、特別な対応は必要ないが、後続の情報に常に注意を払う。平常授業を続けるが、不十分な情報によって児童生徒に不安が生じる場合は、学校災害対策本部の指示によって授業等で説明する。研修、会議等で学校を離れるのは極力避ける。夜間にあっては、ア.（ウ）にならう。

テレビ・ラジオ等がある場所で情報の収集に努める。関係部署からの連絡が入り次第、学校災害対策本部の構成員へ引き継ぐ。火元・危険物の確認を行う。

#### ② 「東海地震注意情報」及び「東海地震予知情報」及び警戒宣言が発表された場合の教職員の対応

**原則、学校は休校となり集団下校若しくは引き取り下校を計画します。**

**教育委員会は、1号配備（災害に対する応急対策活動に必要な人員配備）となる。**

## (昼間)

### ア. 学校災害対策本部の構成員の対応

(ア) 市教育委員会から「東海地震注意情報」、「東海地震予知情報」及び警戒宣言が発表された旨の連絡が学校に入る。それを受けて、速やかに校長室に学校災害対策本部を設置し、正確な情報の把握を行う。且つ児童生徒への対応と、教職員の指揮系統（休暇、出張等で在校していない教職員を考慮した緊急時の役割分担など）を確認して、決定・実施させる。

（対応の決定・実施とは、「休校、帰宅・保護」、指揮系統とは、「施設の保安措置、初期消火、救護の準備、休校中の管理体制など」をさす。）

(イ) 避難経路図、土地・建物の平面図、電気・ガス・水道・電話の配管・配線図などを用意する。災害時優先電話の番号を確認。

(ウ) 全校放送によって情報の内容・趣旨、授業の打ち切り、休校、同方面の児童生徒を教員が引率して下校することや下校が遠距離になる場合は学校で保護することなど児童生徒自身の行動や教職員の対応について説明する。

事前に提出された書類で日中保護者が自宅にいない家庭については、学校の図書室にて待機させ教師2名を付き添わせる。

(エ) 児童生徒対応を終えた担任・授業担当者が報告した児童生徒の情報を集約する。

(オ) 地震に備えて避難してきた住民がいる場合は体育館へ誘導する。

(カ) 各学校は、臨時休校措置を決定し児童生徒の状況をすべて把握したところで、市災害対策本部教育対策部（市教育委員会）へ様式1（P21）で報告する。

(キ) 警戒宣言が解除されるまで日数がかかることも想定されるため、教職員用の必要物資の確認、確保をする。

### イ. 教職員（学校災害対策本部の構成員以外）の対応

(ア) 学校災害対策本部が決定した対応に従い、児童生徒・保護者へ連絡をする。

(イ) 児童生徒の状況掌握（児童生徒の在校の有無に係わらず、記録を残す）

(ウ) 遠距離通学、公共交通機関などの利用者、留守家庭等で帰宅できない者の把握、保護

(エ) 全校放送の指示に従い、保護者へ引き渡しが可能な児童生徒（保護者が在宅している、保護者と連絡がとれた児童生徒のこと）は、教職員引率のもとで方面ごとに帰宅が可能な場合は帰宅させる。

(オ) 遠距離通学者、交通機関利用者や留守家庭等で帰宅できない児童生徒については氏名・人員等を確実に把握し、帰宅可能な児童生徒がすべて下校した後、〇〇〇へ誘導する。

(カ) 必ず、受け持ち児童生徒の人数、帰宅した児童生徒の氏名、保護した児童生徒の氏名を記録するとともに絶対に教室内に児童生徒を残さない。

※記録するとともに様式を事前に作成し十分な枚数を印刷しておく。

(キ) 誘導終了後、速やかに校長室に設置された学校災害対策本部へ報告する。

(ク) 避難者がいた場合は、避難所開設要員（市職員、町内会役員）が到着するまで保護する。

例：引渡し等確認表

	児童生徒氏名	帰宅	保護	欠席	備考
1	□□ □□	○			11時30分帰宅
2	×× ××			○	
3	△△ △△		○		11時50分体育館
計		20	5	10	

※ 児童生徒氏名を予め記載した用紙を用意しておく。

(夜間、休日等)

**ア. 学校災害対策本部の構成員の対応**

- (ア) あらかじめ指定された学校災害対策本部の構成員（P9参照）は、参集し前記アの内容について検討しておく。
- (イ) 教職員と連絡を取り、所在確認を行うほか、必要な職員に参集指示を出す。
- (ウ) 翌日以降の休校ほか、必要事項を定めたら各職員に連絡をする。
- (エ) 避難者がいた場合は体育館に収容する。
- (オ) 一斉メール等所定の連絡網で必要事項を保護者に連絡する。

**イ. 教職員（学校災害対策本部の構成員以外）の対応**

- (ア) 対策本部から連絡が来たら、連絡網等を使って児童生徒に休校等を連絡する。
- (イ) 必要な物資などをそろえ、参集準備をする。
- (ウ) 夜間、勤務時間外の参集は対策本部から当直等で指名されたもののみ行う。

※ 管理職が不在時の対応

- ・校長、教頭、総括教諭の携帯電話等に連絡する。
- ・教職員緊急参集表の指揮代行順位の上位者が学校災害対策本部を設置する。
- ・地震防災活動マニュアルに沿って対応する。

**イ. 社会見学、遠足及び修学旅行等で「東海地震に関連する情報」や警戒宣言が発表された場合の対応**

横須賀市内は東海地震の地震防災強化地域外であるが、引率教師は、調査情報等を確認したら直ちに学校災害対策本部に連絡を取り、位置、児童生徒の状況等を報告し、指示を仰ぐ。

(ア) 「東海地震に関連する調査情報（臨時）」が発表された場合

➡ 今後の情報に注意する

(イ) 「東海地震注意情報」、「東海地震予知情報」及び警戒宣言が発表された場合

➡ 対応は異なる

#### a. 学校災害対策本部の構成員

市教育委員会から「東海地震注意情報」、「東海地震予知情報」及び警戒宣言が発令された旨の連絡が学校に入る。それを受けて、学校災害対策本部の構成員は情報収集に努め、直ちに学校災害対策本部を校長室に設置して今後の対応を決定する。

引率している教職員からの連絡を待ち、的確な指示ができるよう待機する。

また、電話が通じない場合は、災害用伝言ダイヤル等を用いた連絡体制を確保する。

#### b. 教職員

発表された時の位置により対応は異なる。

「東海地震注意情報」、「東海地震予知情報」及び警戒宣言が発表された時に、どのような位置にいるかによる。施設内であれば、その施設の対応に従うのが原則である。しかし、移動中や特別な施設ではない場合は、速やかに学校へ報告し、指示を仰ぐ。いずれの場合も学校への連絡を必ず行い、学校災害対策本部の指示を受ける。

### ウ. 登校、下校時に「東海地震に関連する情報」や警戒宣言が発表された場合の対応

登下校中に「東海地震注意情報」、「東海地震予知情報」及び警戒宣言が発表された場合、児童生徒が自分で安全のための行動を選択し実行することが求められる。日ごろから様々な状況を想定した上で、行動するシミュレーションについて十分に時間をかけて指導し、考えさせておくことが必要である。保護者にも周知し、理解を得ておくことが大切。

- ・ 登下校中の児童生徒は警戒宣言が発表されたことを知ることはできないので、通学路の定められた交差点へ教師等を派遣し、登校中の児童生徒はそのまま登校させ、下校中の児童生徒はいったん学校へ戻し集団下校等を考える。
- ・ 学校で所在が確認できなかった児童生徒の家庭に連絡を行って確認する。
- ・ 近隣の避難所等は日ごろから児童生徒に周知しておく。

名称	役割	場所
広域避難地	災害時に火災等におかされることがなく、安全が確保できる一時的な避難場所。（備蓄なし）	浦賀中学校 校庭
震災時避難所	地域住民を収容する防災拠点となる広場と建物を備えた施設。避難生活に対応。（備蓄あり）	浦賀中学校 校庭

※土砂災害が予想されるルート（テニスコート前、へび道）を外れ、学校に登校する  
それにより、自宅より学校が遠距離になる場合は自宅に戻る

#### a. 学校災害対策本部の構成員

学校災害対策本部の構成員は直ちに学校災害対策本部を校長室に設置して今後の対応を決定するとともに、情報収集に努める。

全校放送を使用して、登校した児童生徒は**校庭**に集まるように指示を出す。また、

校門などに担任以外の教職員を配置する。

各学校は、市災害対策本部教育対策部（市教育委員会）へ様式1（P21）で報告する。

#### b. 教職員

担任は、速やかに各家庭に児童生徒の所在確認と休校の連絡をする。担任は受け持ち児童生徒の動向を正確に把握する。登校してきた児童生徒については、担任以外の教職員が氏名・人員等を確実に把握し、内線電話等を使って本部に随時報告する。

### エ. 夜間・休日に「東海地震に関連する情報」や警戒宣言が発表された場合の対応

教育委員会からすぐには連絡が入らないため、情報や宣言を覚知した教職員は、速やかに校長に連絡する。

(ア) 東海地震観測情報が発表された場合



今後の情報に注意する

(イ) 「東海地震注意情報」、「東海地震予知情報」及び警戒宣言が発表された場合



1号配備 or 第2号配備

#### a. 休日（昼間）の場合

出勤している教職員が全校放送を使用して、登校している児童生徒に校庭に集まるように指示を出す。

(ア) の場合、児童生徒のクラブ活動等は中止して帰宅させる。

(イ) の場合、他の教職員の参集を待ち、必要な人員がそろった段階で集団下校を行う。

(ウ) どちらの場合も家庭に保護者が不在の児童生徒がいる場合は、校庭で待機させ、保護者に連絡をする。

(エ) 学校開放等で使用している団体には、活動を中止し、退去してもらう。

##### (a) 学校災害対策本部の構成員

- ・ 参集した学校災害対策本部の構成員は情報収集に努め、直ちに学校災害対策本部を校長室に設置して今後の対応を決定する。
- ・ 全校放送によって情報の内容・趣旨、同方面の児童生徒を教員が引率して下校することや下校が遠距離になる場合は学校で保護することなど児童生徒自身の行動や教職員の対応について説明する。
- ・ 臨時休校措置を決定した段階で、様式1（P21）を使って市災害対策本部教育対策部（市教育委員会）へ報告する。
- ・ 地震災害の発生に備えた準備と体制を整える。下校できなかった児童生徒の動揺を和らげるため、児童生徒が滞留する場所へ派遣する教職員を2名程度選出・派遣

する。児童生徒対応を終えた教職員が報告した児童生徒の情報を集約する。

- ・ 児童生徒の状況をすべて把握したところで、様式1（P21）を使って市災害対策本部教育対策部（市教育委員会）へ報告する。

**(b) 教員**

- ・ 全校放送の指示に従い、保護者へ引き渡し可能な児童生徒（保護者が在宅している、保護者と連絡がとれた児童生徒のこと）は、教職員引率のもとで方面ごとに帰宅が可能な場合は帰宅させる。
- ・ 遠距離通学者、交通機関利用者や留守家庭等で帰宅できない児童生徒については氏名・人員等を確実に把握し、帰宅可能な児童生徒がすべて下校した後、待機場所へ誘導する。
- ・ 部活動等の顧問の教師は、必ず、受け持ち児童生徒の人数、帰宅した児童生徒の氏名、保護した児童生徒の氏名を記録するとともに絶対に教室内に児童生徒を残さない。※記録する様式を事前に作成し十分な枚数を印刷しておく。
- ・ 誘導終了後、速やかに校長室に設置された学校災害対策本部へ報告する。

例：引渡し等確認表

	児童生徒氏名	帰宅	保護	欠席	備考
1	□□ □□	○			11時30分帰宅
2	×× ××			○	
3	△△ △△		○		11時50分体育館
	計	20	5	10	

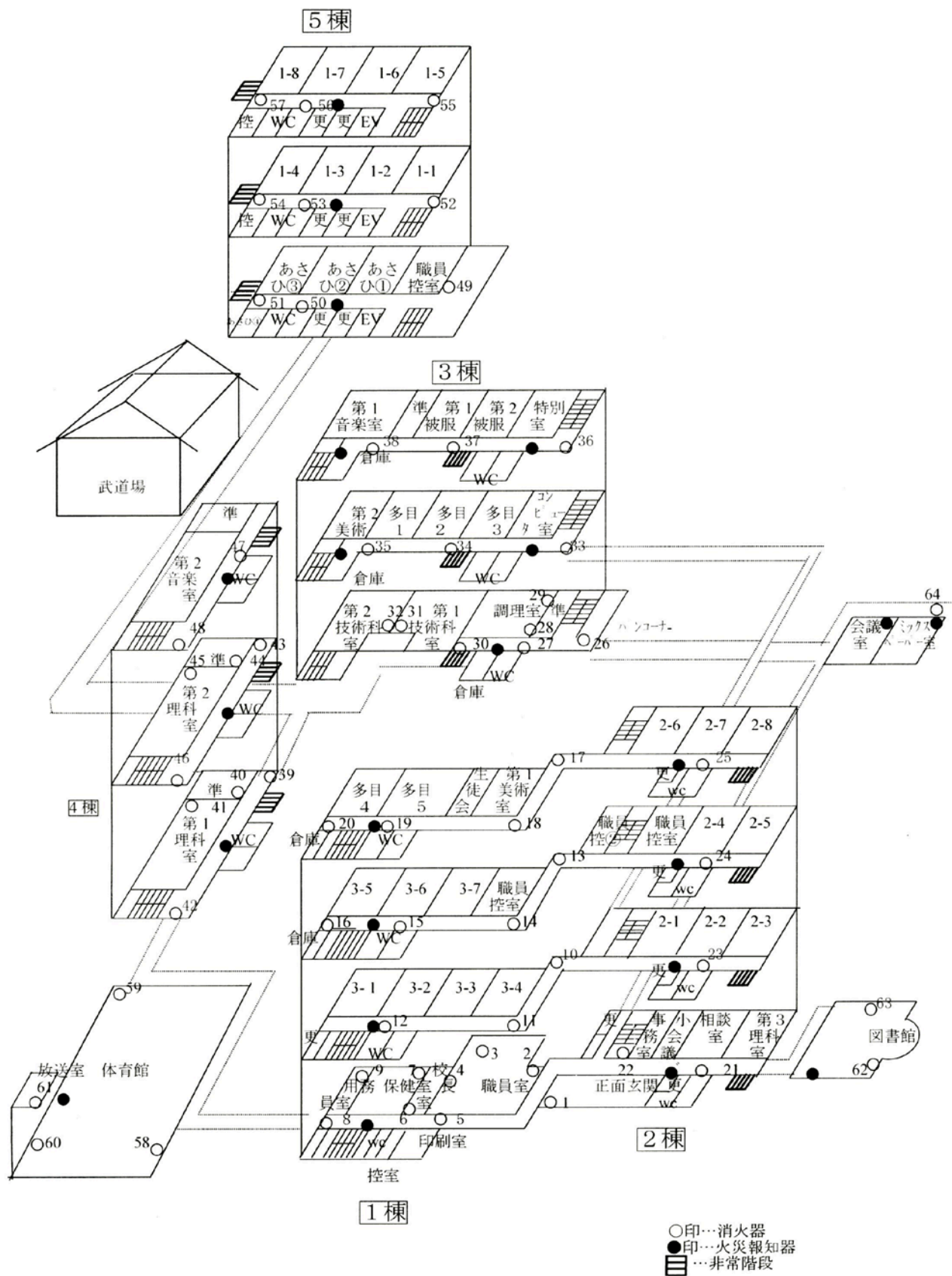
※ 児童生徒氏名を予め記載した用紙を用意しておく。

**b. 夜間・休日の場合**

夜間・休日とも校長が休校を決定した場合は、教員から速やかに各家庭に休校の連絡をする。併せて、学校は、市災害対策本部教育対策部（市教育委員会）に様式1（P21）を使って報告する。

# 12 消火設備・避難器具・保健器具配置図

消火器・火災報知器設置場所



# 13 防災資機材一覧表・防災資機材格納場所図

(1) 防災資機材一覧表

防災収納庫収納資機材一覧			平成26年4月1日現在		
浦賀中学校			収納庫番号 21		
設置場所			グラウンド北側		
資機材名	数量		資機材名	数量	
マンホールトイレ和式・テント	5	台	バケツ	5	個
マンホールトイレ洋式	2	台	針金	10	巻
組立トイレ(大)(ベンクイック)	3	台	テント	2	式
組立トイレ(小)(ベンクイック)	1	台	更衣室用テント	2	式
携帯トイレ(マイルット)	3000	回分	避難所用ロールマット	8	本
携帯トイレ用簡易便座	4	個	受水槽	1	基
トイレットペッパー	500	巻	給水用ポリタンク(20L)	4	個
自家発電機(ガス式)	2	基	給水用ポリ袋	7	袋
カセットボンベ	40	本	水ひしゃく	10	個
バッテリー接続インバーター	1	台	防災釜	1	式
LED投光器(50W)	2	台	食函(大・中・小)	1	式
LED投光器(10W)	6	台	米揚ざる	1	個
LED投光器用三脚	8	脚	ボール	1	個
バルーンライト	1	台	木製しゃもじ	1	個
安全キャンドル	3	台	金属製しゃもじ	1	個
コードリール	4	個	寸胴バケツ	1	個
延長コード(10m)	6	本	ひしゃく(大)	1	個
燃料タンク	1	個	ひしゃく(小)	1	個
担架	2	台	計量カップ	1	個
軍手	60	双	たわし	1	個
組立式リヤカー	2	台	まき	60	kg
脚立	1	台	炊飯袋	2000	枚
唐クワ	1	本	防災シート	10	枚
剣先スコップ	2	本	工具セット	1	式
角スコップ	2	本	避難所運営マニュアル式	1	式
小バール	1	本	市職員用資機材	1	式
つるはし	2	本	100トンタンク水槽資機材	1	式
大ハンマー	1	本			



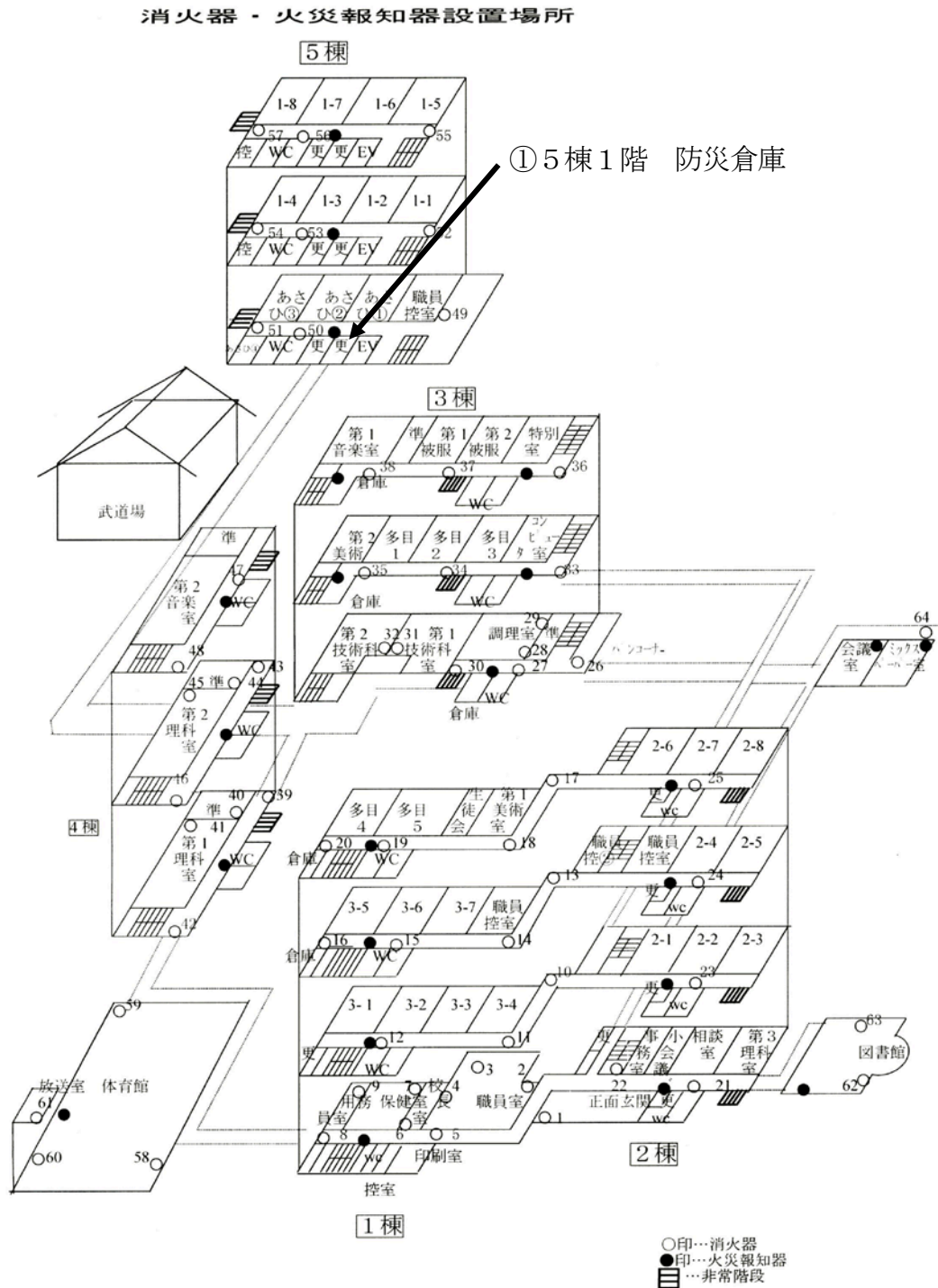
(2) 防災備蓄倉庫内備蓄状況 (H27. 8月)

5棟1階 男子更衣室

品名	数量	箱数	備考
サバイバルフーズ (食)	120缶	6缶×20箱	1缶70枚入り
アルファ化米 (食)	500袋	50袋×10箱	白米
災害用毛布 (枚)	300枚	10枚×30箱	
防災シート (枚)	200枚	10枚×20袋	
携帯用トイレ (セット)		500円×15箱	
子供用おむつ (枚)	864枚	(92+4枚)×3袋×3箱	マミーポコ Mサイズ
生理用品 (枚)	1224枚	(102枚×12袋)×1箱	チャームナップ フック
飲料水 (本)	24本	2L×6×2箱	富士ミネラルウォーター
おとな用紙おむつ (枚)	71枚	Mサイズ 20枚1袋 Lサイズ 17枚3袋 1箱	
紙おむつ用取換パッド (枚)	180枚	45枚入り4袋 1箱	
エアーマット (枚)	10枚	10枚×1箱	
発電機 (HONDA)	1機	1	カセットボンベ用
カセットボンベ (発電機用)	30本	3本×8箱	
乾電池ランタン	7機	1機×7箱	単3 3本/1機
アルカリ乾電池 単1	84本	8パック (10コ) +4個	
災害非常用備蓄水	100本	(500ml×50本)×2箱	青箱
ボトルウォーター	240本	(500ml×24本)×10箱	横浜水道局産
災害備蓄用飲料水	1104本	24本×46箱	新潟産
防災用アルミ製防寒シート	1110枚	300枚×3箱 210枚×1箱	
防災用非常食	1110食	90食×12箱 30食×1箱	
救缶鳥	45食	15食×3箱	

### (3) 防災資機材格納場所図

- ① 5棟1階 防災倉庫 (旧男子更衣室 武道場出入り口隣の部屋の中にある 倉庫)  
鍵は職員室前の 5棟のキーボックス A-5のカギで解錠
- ② 校庭防災倉庫  
鍵は職員室前の キーボックス



# 14 安全点検表

## 安全点検表

2016（平成 28）年度

- ・・・安全が確認された場合
- ×・・・不良が認められた場合
- －・・・点検項目が当てはまらないところ

場 所	点検者

点検項目	点検結果と点検月日											
	4/	5/	6/	7/	8/	9/	10/	11/	12/	1/	2/	3/
1 床にさがり、ふくれ上がり等はないか												
2 床に剥離・亀裂破損等はないか												
3 壁の亀裂・ゆがみ・ぐらつき等はないか												
4 天井の剥離・浮き・亀裂等はないか												
5 出入口の戸の具合・開閉の具合は良いか												
6 避難路、非常口等に物をおいていないか												
7 非常階段、防火扉の整備は十分か												
8 ガス、石油の設備は正常か												
9 火災報知器設備等は破損していないか												
10 窓枠は腐っていないか、落下の危険はないか												
11 ガラスが落下（飛散）する危険はないか												
12 照明器具の落下する危険はないか												
13 戸棚の上のものが落下する危険はないか												
14 スピーカー等の落下する危険はないか												
15 黒板、テレビ等の落下する危険はないか												
16 転倒防止柵に異常はないか												
17 戸棚、書棚、書架の転倒のおそれはないか												
18 ゴタ箱の転倒のおそれはないか												
19 ロッカーの転倒のおそれはないか												
20 コンピューター等の転倒のおそれはないか												
21 薬品棚の転倒のおそれはないか												
22 ピアノ等の固定は大丈夫か												
23 塀、ブロック等に亀裂や傾きはしないか												
24 プールに水を貯めているか（消火・生活用水）												
25 エアコン、冷蔵庫、製氷機に異常はないか												
点検者	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印
教頭の確認 塚田 和順	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印
校長の確認 丸瀬 正	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印
所見												

敷地・校舎の平面図、電気、ガス、水道、電話の配管・配線図面等は、事務室の〇〇に保管。

## 15 非常持ち出しリスト

---

項 目	保管場所	管理責任者	備考
指導要録	職員控え室 耐火金庫	校長・教務主任	鍵は職員室に保管
卒業台帳	職員控え室 耐火金庫	校長・教務主任	鍵は職員室に保管
健康手帳	職員控え室 耐火金庫	校長・教務主任	鍵は職員室に保管
出席簿	各教室	担任	
住所録	職員室	教頭	
家庭調査簿	職員室各学年	学年主任	

## 16 緊急連絡先電話番号簿

※ 職員室、事務室等に掲示するなど、日ごろから周知しておくことが重要  
「市地域防災計画書（資料編）1-1（P1）」参照のこと

機関の名称	電話番号	FAX番号
横須賀市南消防局本部 浦賀派出所	844-0119	844-0120
浦賀警察署	844-0110	
危機管理課 防災担当	822-8226 822-8357（災害用）	827-3151
浦賀病院 横須賀共済病院 うわまち病院 三宅整形 横須賀市保健所 救急センター	841-0922 822-2710 823-2630 842-1301 822-4300 824-3001・824-3181	
県教育局広報情報課 県安全防災局災害対策課	045-210-8078 045-210-3430	045-210-8920 045-210-8829
京急浦賀駅 湘南京急バス(榑堀内営業所) JR 久里浜駅	841-0167 822-5711 050-2016-1600	
東京電力（株） 神奈川県カスタマーセンター(第2)  東京ガス（株） NTT東日本	046-408-5996 0120-99-5772(フリーダイヤル)  0570-002211 113	(ガスもれ)
(有)いわて防災 松島防災(衣笠) 中台工業(水道) 石井設備工業(水道) 三栄設備(水まわり) 宮本塗装 大古商店（建設） 新倉商店（建設） 宮崎ガラス	825-4719 851-0710 843-6361 856-4985 848-7360 888-5565 848-0704 823-2422 836-7630	
浦賀行政センター	841-4155	

町内会長、学校鍵保管者等の自宅電話番号は、外部個人情報になるので別途記録する。

## 17 学校の復興に向けて

### (1) 安否状況・被害状況の確認

#### ア. 安否・所在の確認

安否確認が取れていない児童生徒及び教職員の確認を続ける。その家族や自宅の被害状況も把握することが必要になってくる。

#### イ. 被害状況の確認

一度点検した場所でも、時間とともに被害が拡大している場合もあるので、学校復興に向けて再度確認調査を行う。確認調査中に少しく危険を感じた場合は、調査を中止し、立入禁止区域とする。

(ア) 校舎・体育館等の施設の被害状況を確認する。危険があると思われる箇所は、応急危険度判定士等の専門家による確認が必要。

(イ) 工作物の被害状況を確認する。

(ウ) 立入禁止区域の確認をする。

### (2) 学校教育活動の再開準備について

学校の再開にあたっては、震災時避難所運営委員会や教育指導課と協議すると同時に、児童生徒、校内、近隣等の状況把握に努める。

#### ア. 使用可能な学校施設の把握

(ア) 使用可能な普通教室、特別教室等の数を調査する。

(イ) 使用可能教室が少なければ、短縮授業の検討や被害を免れた近隣学校施設や公共施設の利用を検討する。

(ウ) 臨時環境衛生検査を実施し、検査結果を学校保健課に報告したうえで必要な措置を行う。

(参考)

#### 学校環境衛生の基準（文部科学省）

##### 第2章 臨時環境衛生検査

1 学校においては、次のような場合、必要があるときは、必要な検査項目を行う。

(2) 風水害等により環境が不潔になり、又は汚染され、伝染病の発生のおそれがあるとき。

#### イ. 被害を受けた学校施設の修理

必要に応じて学校管理課と調整を取りながら実施する。

#### ウ. 教科書等の学用品がない児童生徒の人数を把握

学用品がない児童生徒の人数を把握し、不足分の手当てについて教育指導課と協議する。

## エ. 授業料免除を希望する児童生徒の把握

授業料免除を希望する児童生徒を把握し、教育指導課に申請する。

## オ. 学校周辺の安全点検の実施

周辺の建物やブロック塀等について倒壊の危険がないか確認する。危険がある場合は、通行しないように児童生徒に周知する。また、教職員による安全監視と通学指導を行う。

## カ. 児童生徒等の心のケアの対応

児童生徒、教職員等によっては、大きな災害を経験すると表情は表面的には普段と変わりにくく見えるが、心の奥深いところには心的外傷の問題としてダメージが大きく残り、このことがその後の社会生活をしていくうえで心に様々な影響を及ぼすことが指摘されている。

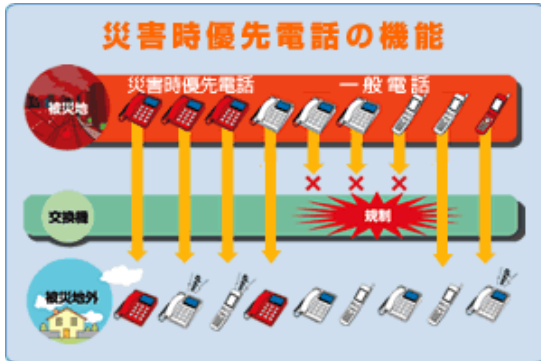
心のケアの支援体制は、校内で十分共通理解をしておくとともに、学校医、教育相談機関、精神保健の専門機関等と連携を密にし、的確な対処ができるようにしておくことが必要である。

特に障害のある児童生徒については、家庭との連絡を密にして対応することが重要となる。

# 18 備考

## (1) 災害時の連絡方法

### ア. 災害時優先電話



災害等が発生した場合、被災地等への通話が集まることから、重要な通話を確保するためNTTが通話を制限する場合があるが、予め災害時優先電話として登録した電話から発信する通話については、優先的に取り扱われる。



災害時優先電話は発信のみ優先扱いとなり、着信については一般電話と同じ。

災害時優先電話から発信しても、相手が話中の場合は一般の電話と同じく接続はできない。

災害に備え、事前に“災害時優先電話”回線を利用している電話機にシール等の目印を貼ること。

### イ. 災害用伝言ダイヤル（電話が通じないときに！）（出典：NTT東日本HP）

家族の安否確認は、NTT災害用伝言ダイヤル「171」や携帯電話災害用伝言板サービスを利用してください。

#### （参考）災害伝言ダイヤル体験利用提供日

- ・ 毎月1日、15日 00:00～24:00
- ・ 正月三が日（1月1日00:00～1月3日24:00）
- ・ 防災週間（8月30日9:00～9月5日17:00）
- ・ 防災とボランティア週間（1月15日9:00～1月21日17:00）

### （ア）災害用伝言ダイヤル「171」の使い方の例

#### a. 被災者の状況を学校が把握する場合

- ① 被災者は、被災者の自宅電話番号をダイヤルし、家族の安否情報や被災状況をメッセージに録音しておく。
- ② 学校職員など関係者は、被災者の自宅電話番号をダイヤルし、メッセージを再生し、状況を把握する。

#### b. 学校の状況を被災者が把握する場合



- ① 学校は、学校の電話番号をダイヤルし、学校の被災状況等をメッセージに録音しておく。
- ② 保護者など関係者は、学校の電話番号をダイヤルし、メッセージを再生し、状況を把握する。

### 【災害用伝言ダイヤル（171）の基本的操作方法】

「171」をダイヤルし、音声ガイダンスに従って伝言の録音、再生を行って下さい。

操作手順		伝言の録音		伝言の再生	
①	171をダイヤル	<b>1 7 1</b>			
②	録音または再生を選ぶ。	[ガイダンス] こちらは災害用伝言ダイヤルセンターです。録音される方は「1」、再生される方は「2」、暗証番号を利用する録音は「3」、暗証番号を利用する再生は「4」をダイヤルしてください。			
		(暗証番号なし)		(暗証番号あり)	
		<b>1</b>	<b>3</b> [ガイダンス] 4桁の暗証番号をダイヤルして下さい。 <b>XXXX</b>	<b>2</b>	<b>4</b> [ガイダンス] 4桁の暗証番号をダイヤルして下さい。 <b>XXXX</b>
③	被災地の方の電話番号を入力する。	[ガイダンス] 被災地の方はご自宅の電話番号、または、連絡を取りたい被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤルして下さい。被災地域以外の方は、連絡を取りたい被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤルして下さい。 <b>0XX XXX XXXX</b>			
<b>伝言ダイヤルセンターに接続します。※1</b>					
④	メッセージの録音 メッセージの再生	[ガイダンス] 電話番号0XXXXXXXX(、暗証番号XXXX)の伝言を録音します。プッシュ式の電話機をご利用の方は数字の「1」のあとシャープを押して下さい。ダイヤル式の方はそのままお待ち下さい。尚、電話番号が誤りの場合、もう一度おかけ直し下さい。			
		ダイヤル式電話機の場合	プッシュ式電話機の場合	ダイヤル式電話機の場合	プッシュ式電話機の場合
		(ガイダンスが流れるまでお待ちください)	<b>1 #</b>	(ガイダンスが流れるまでお待ちください)	<b>1 #</b>
		[ガイダンス] 伝言をお預かりします。ピツという音の後に、30秒以内でお話下さい。お話が終わりましたら、電話をお切り下さい。	[ガイダンス] 伝言をお預かりします。ピツという音の後に、30秒以内でお話下さい。お話が終わりましたら、数字の9の後シャープを押して下さい。	[ガイダンス] 新しい伝言からお伝えします。	[ガイダンス] 新しい伝言からお伝えします。伝言を繰返す時は、数字の8の後シャープを、次の伝言に移る時は、数字の9の後シャープを押して下さい。
		伝言の録音		伝言の再生	
		(ガイダンスが流れるまでお待ちください)	録音終了後 <b>9 #</b> [ガイダンス] 伝言を繰返します。訂正される時は数字の8の後シャープを押して下さい。 録音した伝言内容を確認する。	[ガイダンス] お伝えする伝言は以上です。	[ガイダンス] お伝えする伝言は以上です。伝言を追加して録音される時は、数字の3の後、シャープを押して下さい。 (ガイダンスが流れるまでお待ちください)
[ガイダンス] 伝言をお預かりしました。		[ガイダンス] お伝えする伝言は以上です			
⑤	終了	自動で終話します。			

通話料は発生しません

通話料が発生します※2

※1センター利用料について

伝言録音・再生を行うためのセンター利用料は無料です。

※2通話料について

「メッセージの録音」操作時において、録音できる伝言数を超過していた場合、または、「メッセージの再生」操作時において、お預かりしている伝言がない場合は通話料はかかりません。

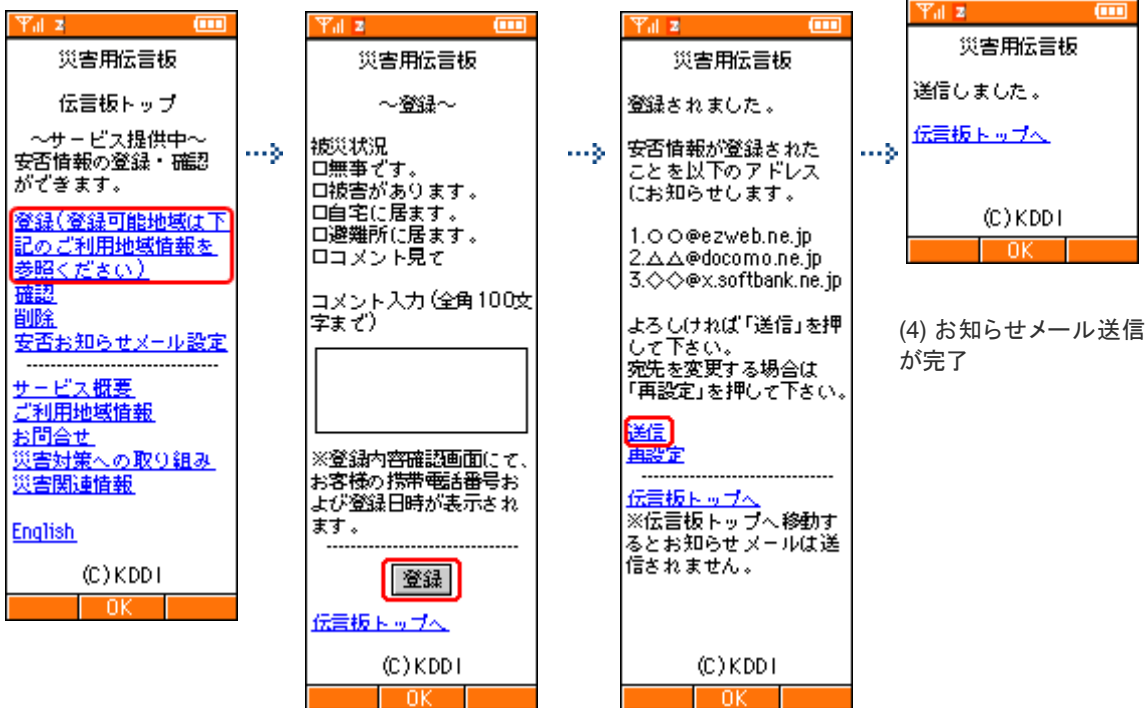
## (2) 携帯電話災害伝言板サービス (出典：各電話会社HP)

### ア. au by KDDI

EZwebでの利用方法

EZweb のトップメニューに表示される [災害用伝言板] を選択

#### (ア) 安否情報の登録方法



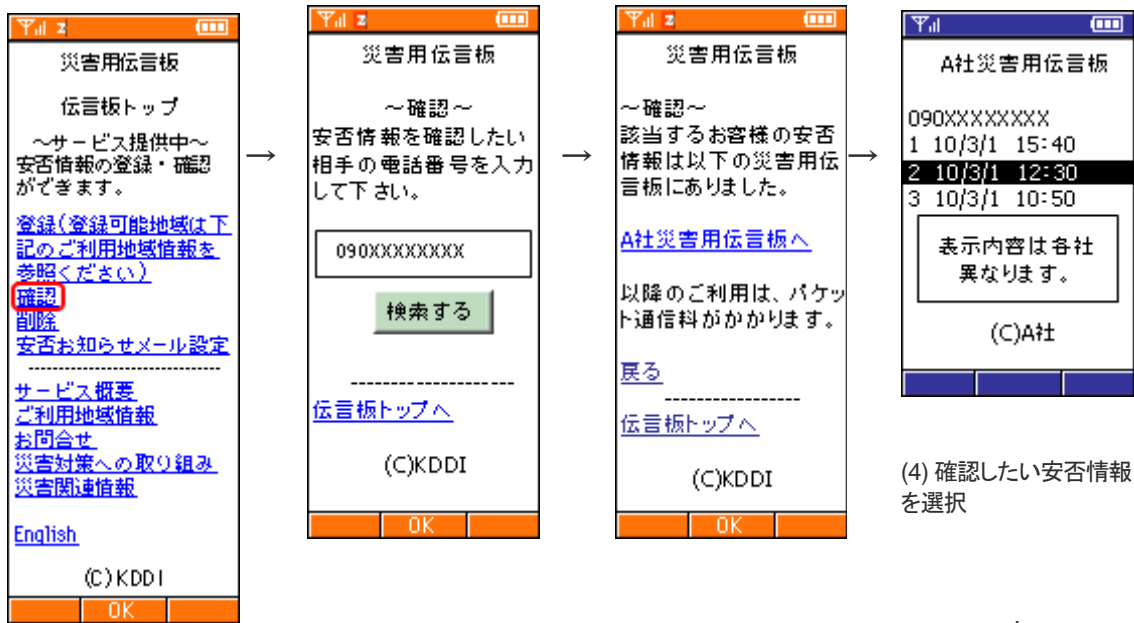
(1) [登録] を選択

(2) 被災状況について 5 つのコメントの中から選択し、任意で 100 文字以内のコメントを入れて [登録] ボタンを押す

(3) 安否情報の登録が完了。[送信] を選択すると、設定されたアドレスに安否情報を知らせる

(4) お知らせメール送信が完了

## (イ) 安否情報の確認方法



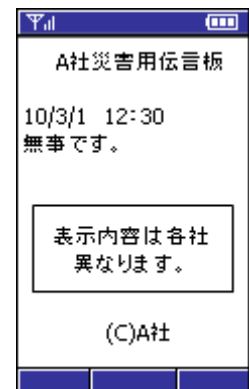
(1) [確認]を選択

(2) 安否情報を確認したい方の携帯電話番号を入力し、[検索]を選択

(3) 確認したい方がau電話以外をご利用の場合でも検索し、該当の事業者の災害用伝言板へのリンクが表示されるので、選択

※ au 電話の場合は、(3) の画面は表示されず、(4) の選択画面が表示される

(4) 確認したい安否情報を選択



(5) 該当事業者の災害用伝言板のメッセージが表示

※ 他社の災害用伝言板に接続した場合は、パケット通信料がかかる

## イ. NTTドコモ

### (ア) 安否情報の登録方法

#### 本メッセージの登録方法(ファミリー割引グループ以外)

※本機能は、iモードご契約者で、且つ、登録可能エリアにいらっしゃるお客様のみご利用可能です。

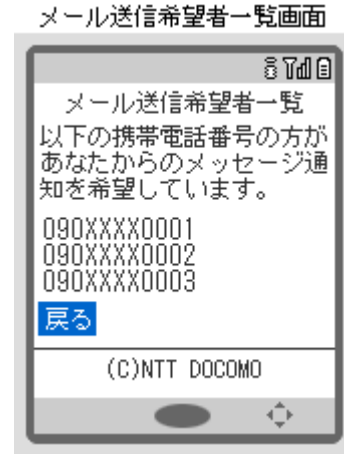
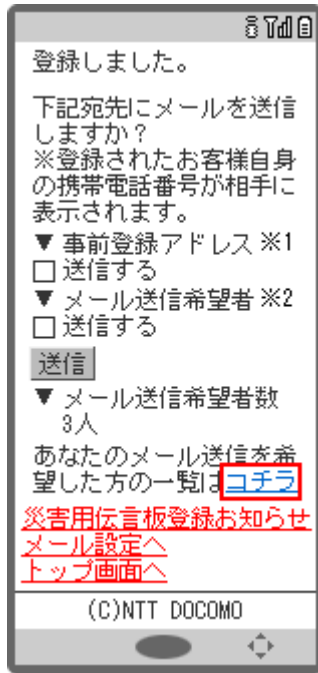


[1] 「iMenu」のトップに表示される「災害用伝言板」を選択

[2] 「災害用伝言板」の中の「安否の登録」を選択

[3] 現在の状態について「無事です。」などの4つの中から選択し、任意で100文字以内のコメントを入力

※状態を選ばずにコメントのみの利用や、状態を複数選択しての利用も可能



[4] 「登録」を押すと、伝言板への登録が完了  
登録通知メールを送信する場合は、「送信」を押す

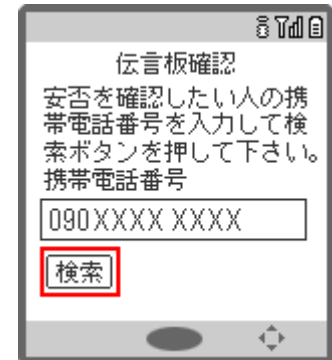
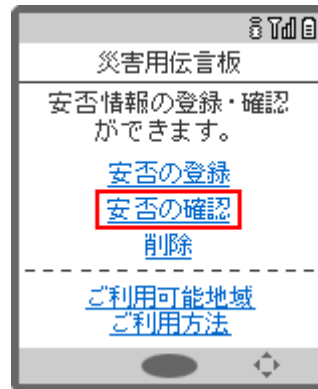
「あなたからのメール送信を希望した方の一  
覧はこちら」の「こちら」をクリックすると、メ  
ール送信希望者一覧が表示される

※メッセージは1つの災害でのサービスを終了するまで  
保存され、10件登録することが可能

※1 事前に送信先メールアドレスを設定している場合に  
表示される

※2 「登録お願いメール」を受信した場合に表示

### (イ) 安否情報の確認方法



[1] 「iMenu」のトップに表示される「災害用  
伝言板」を選択

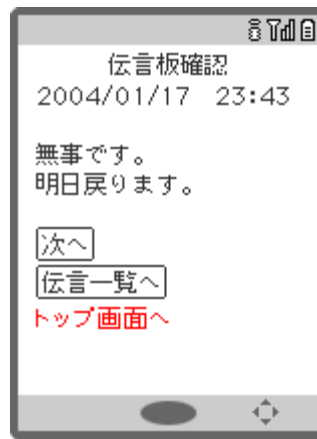
[2] 「災害用伝言板」の中の「安否の  
確認」を選択

[3] 安否を確認したい人の携帯電話番号を  
入力して検索ボタンを押す

(メッセージが登録されている場合)

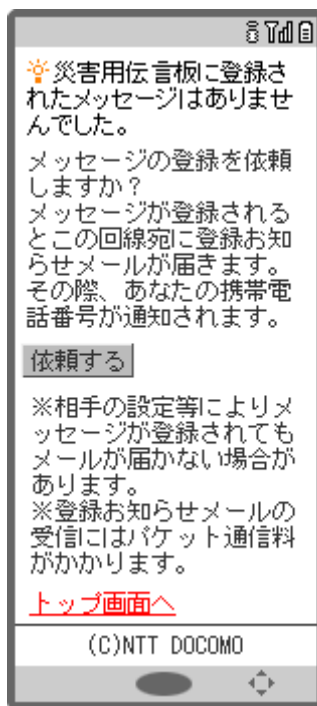


[4] ご覧になりたいメッセージを選択。



[5] 登録されている状態とコメントを閲覧

(メッセージが登録されていない場合)



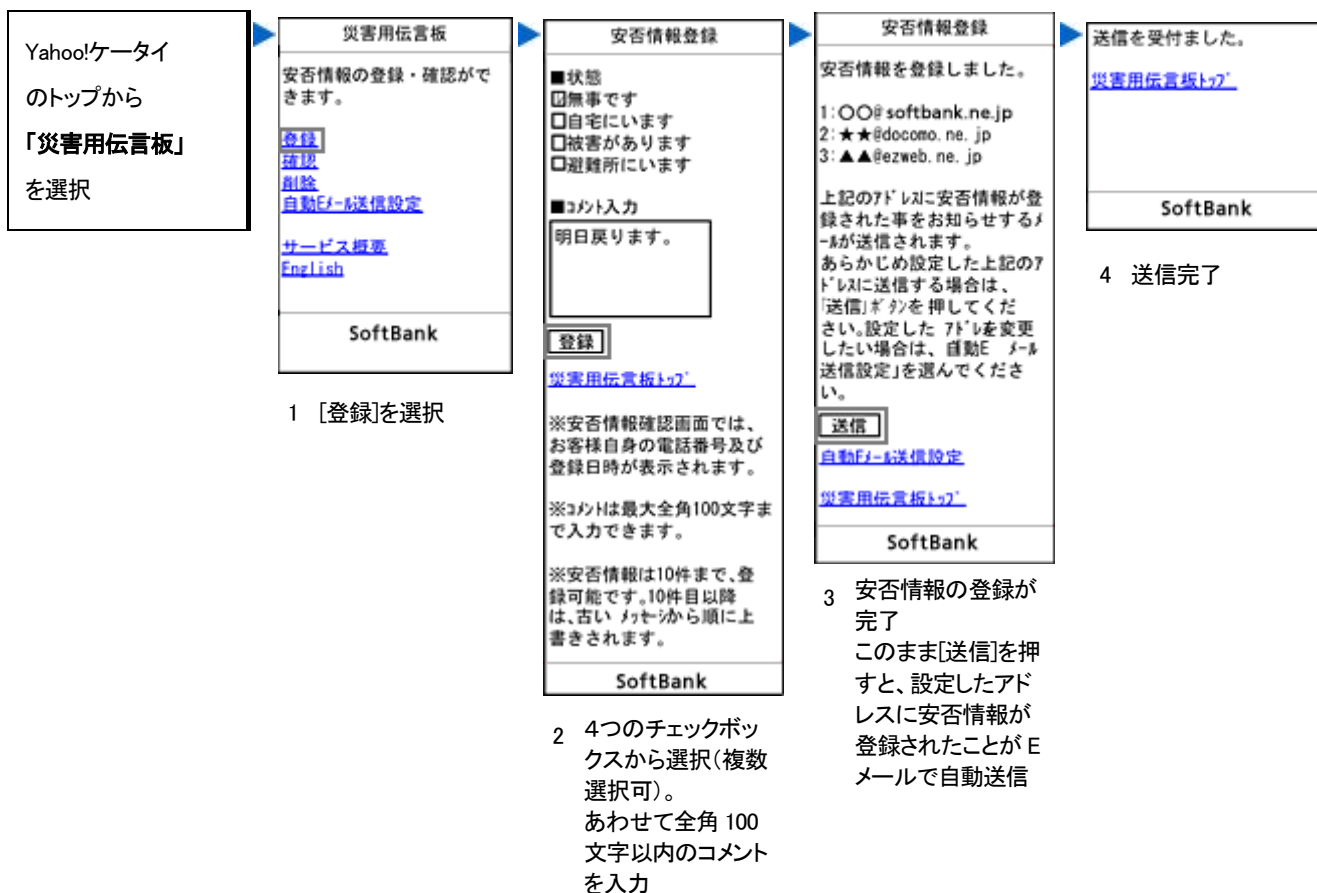
[4] メッセージの登録を依頼する場合は、「依頼する」を押す



[5] 登録されている状態とコメントを閲覧

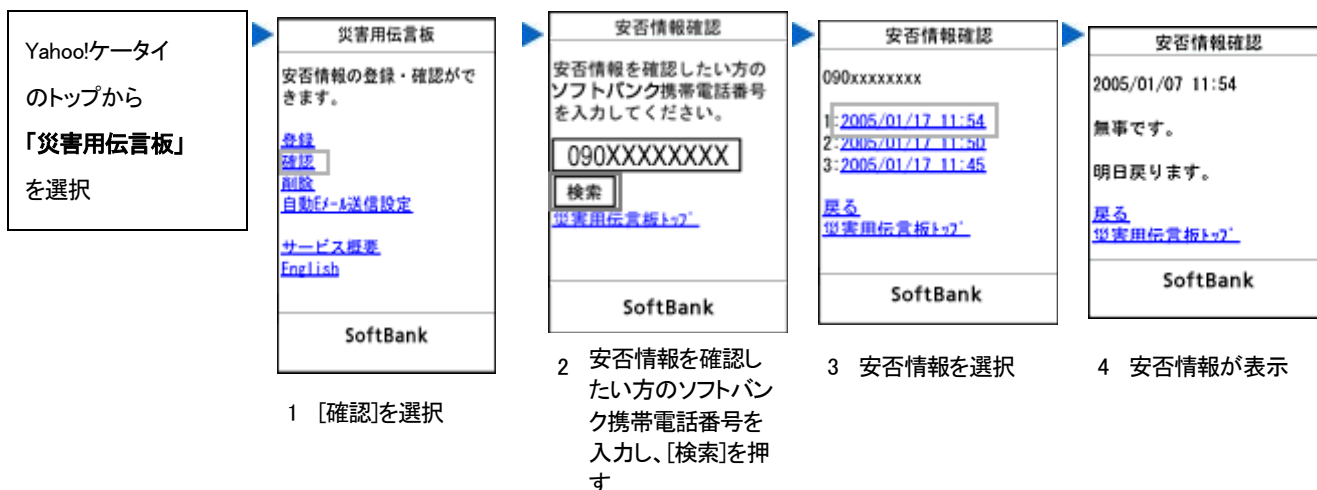
## ウ. SoftBank

### (ア) 安否情報の登録方法 「登録」はYahoo!ケータイ対応端末からのみ操作可能。



### (イ) 安否情報の確認方法 Yahoo!ケータイからだけでなく、PCや他社携帯からも確認可能。

●下記画面は、Yahoo!ケータイから確認するときのもの



横須賀市立浦賀中学校 地震防災活動マニュアル

第1版 平成28年 5月 1日 校長 丸瀬 正